

石炭鑛業

互助會報

第四卷・第六號

昭和十四年六月二十日發行

昭和十二年四月七日第三〇〇郵便物認可 (毎月一回二十日發行)
昭和十四年六月十七日印刷
昭和十四年六月二十日發行

目次

(卷頭言)	鳴濤 (一)
現在及將來の石炭問題	古田 慶三 (二)
半島働力移入と女子就役の復活	茂野吉之助 (三)
賃鑛統制令解説	佐久 洋 (九)
筑豊炭田の熱量と灰分關係	町田 隆介 (一五)
生活刷新運動に就て	立山 方 (二〇)
參考資料	
試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過(六)	星 惣吉 (二五)
鑛山監督局ニ於テ行フ分析檢定及鑑定ニ關スル諸規則	兒島 芳三 (三〇)
商工省新機構要旨	
日滿支石炭聯盟定款案	(三六)
石炭船運賃	(三九)
報	(四〇)
石炭全面統制其他	(七一)
本會記事	
重役會並に理事會其他	(六一)
石炭鑛業權設定	(六三)
炭界日誌	(六九)
	(福岡鑛山監督局管内) (九三)
	財津原生 (九)

六月號

石炭鑛業互助會發行

炭坑關係者各位の
御安全を祈る

福岡市藥院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

電話福岡西④
(西)二三一九番
(西)四三四二番

出張所	佐賀縣東松浦郡楠久	所長	仁藤已知勇
若松市代々木西原町八九六	所長	西村勉一	
名古屋市昭和區田邊通一丁目一	所長	渡邊幹夫	
	所長	野口祐三郎	



若松 杉山 響洋



—◁ 言 頭 卷 ▷—

石炭のプール制實現を要望す

商工省ではかれて、臨時物資調整局を中心として、新年度物資動員計畫に即應すべき石炭配給機構の改革を目指して、その具体案の作製を急いでゐたが、最近行政機構の大改革も實現したので、燃料局に於てその大綱を取纏め、愈よ石炭プール制を實施することに方針を決定したといはれる。

プール制(Pool)とは、同種企業が結合して供給調節、價格決定、利益の比例分配等の決定を行ふものにして、我國では北海道の木材プール、運賃プール、保険プール等があるが、周知の如く石炭の需要は、戦時下に於ける生産力擴充と共に非常に激増し、官民業者共に大童の増産対策にも拘らず、供給は到底需要に應じ切れぬ有様である、斯うした需給逼迫に遭つては、従來の配給機構では配給の圓滑、公定價格の確保は到底所期の効果を擧げることが出来なくなつた。

従來は昭和石炭、互助會石炭の兩會社が自主的販賣機關として、その配給統制に當つて來たが、一般アウトサイダーには何等の統制なく、炭價の如きも生産コストの關係で二重、三重となつてゐる。そこで今回は、是等をすべて全國的な一大共同販賣會社に網羅し、内地石炭を一手に買取り、供給の調節、公定炭價の決定維持により、石炭の需給調節の完壁を期すべきである。

由來石炭のプール制による共販會社設立の問題は、昨年來本社の武内専務初め上京委員諸氏が、屢々商工省當局に進言したところ、一日も速かに實現せられむことを切望する次第である。

(鳴濤生)



洋 響 山 杉 松 若

現在及將來の石炭問題

昭和石炭株式會社

社長 古田慶三

日支事變の進展と生産力擴充の進捗とに應じて、我國の石炭需要は飛躍的增加を續けたる爲め、需給關係は漸次窮瘁となり、昭和十三年度は辛じて炭練を付け得たが、十四年度の需要は前年度に比し、一割以上の増加が豫想されてゐる。故に、増産が豫定に達せざる場合は供給難となり、當然需給は相當の逼迫を覺悟せねばならぬ。しかもその需要の内には軍需並に優先配給といふ絶對的な需要が大きくなつてゐるから、他の部門に於ける需給の不均衡は一般と激化するものと考へなければならぬ。

かゝる需給の逼迫を緩和するには増産は先決問題であるが、果して現在以上に實現可能であらうか。不幸にしてそれは非常な困難が豫想せられるのである。原因の第一は資材、勞働力の不足であつて、業者に於て種々之が對策を講じつゝある。則ち資材配給、勞力増員、婦人入坑禁止解除、半島勞働者移入等に就き政府當局に進言しつゝあるが、未だ之が實効を擧るに至らず、このまゝ推移すれば所期の出炭量を確保するにすら困難を告げるやも知れない。

第二の原因は炭價採算上増産の困難なる點であつて、之が最も注目を要する處である。即ち、資材の騰貴はもとより勞働者の移動甚しく且未熟の爲め出炭能力の減退甚しき事と賃金昂騰とによつて、出炭適當り賃金指數は昭和十一年より十

三年にかけて四六%の上昇を示してゐる。

更に我石炭業の現状は鑛業用材料は供給不足且價格非常に暴騰の爲め既設設備の擴張は豫行條件の悪化を來し、又新坑の開発は莫大な固定資本を要する爲め多額の償却を見込まねばならぬ。従て、増産は却て生産費の上昇を來すと云ふ一般産業とは異つた傾向のある事も見逃し得ざる所である。斯くの如き石炭生産費の増大にもかゝらず炭價は命令によつて引下げられ、採算上増産は極めて困難視されるのである。

しかも一部に、炭價引下を叫ぶ者のある事は眞に解し得ぬ處であつて、炭價昂騰を分析して見れば勞力の不足に依る能率低減に加へ炭坑の深度を加へたる爲め或は新坑開發の爲のコスト増加等、一般物價の騰貴とは無關係なる價格騰貴部分が大であり、之に賃銀及資材價格の騰貴が加はつてゐるものである事を理解しなければならぬ。更に各地市價中には戦時汽船運賃の暴騰を加算しあること閑却し得ず、斯くの如き構成にある炭價に對して、更に引下げを命ずるやうな事があれば、その結果は我が國生産力擴充計畫の一環をなす石炭増産計畫を裏切り、却て減産を來して産業界の根本を脅かすのみならず、供給不足の爲に陰に炭價の暴騰を招來する惧れなしとしない。

而して昭和石炭會社は國策に順應し政府の命令を誠實に勵行しつゝあるも、アウトサイダー炭に付ては統制の徹底を缺いて居る爲めに、二重相場、甚敷は三重相場等を現出し更に闇相場は其裏面に行はれつゝあると聞く。斯くの如く炭價の等差甚敷しき結果は、勢ひ註文は昭和系の石炭に殺到するに至るは需要者の採るべき當然の手段と云ふべきである。然るに昭和は從來の得意先の荷渡にも苦心慘膽たるものあり、現に、大口需要家たる鐵道省、日本製鐵、日本發送電等に對しても要求數量を満たす能はず苦心中心であり、是以上如何とも爲し難きを以て遺憾ながら實情を述べて謝絶せざるを得ず、是れ賣惜みをなすとの誤傳を自然招くやも保し難い。誠に止むを得ざる處である。かゝる石炭饑饉を配給統制によつて緩和せんとするならば、是等の實狀に鑑み今後改善を施すにあらざれば眞に統制の完璧を期し難しと考へる。

故に現下の對策として一方積極的に増産を奨励し思切たる効果的處置を斷行し他方消極的に石炭の有効使用を指導し、消費節約を廣く宣傳し速に其普及を計ることを急務とする。同時に價格及配給の統制の不合理を是正し廣範圍に統制の普及を計る事が最も肝要であり、深く當局者の考慮を要する次第である。

次に吾人は視野を轉じて滿洲及北支の廣大なる石炭資源に着目し之が研究を試みよう。

滿洲は昭和七年滿鐵地質調査所の發表によれば四十八億噸となつてゐるが、最近に於ては八十億噸と稱せられ、又滿鐵の調査では大約百五十億噸と發表せられ、今後尙調査の進むにつれて更に驚くべき數字に上る事が豫想せられる。滿鐵に屬する撫順炭礦の他、各地に豊富な炭田が在り、滿洲炭礦會社が統一開發を進めつゝある。滿洲國五ヶ年計畫によれば、其の前年昭和十一年度出炭量二三、六〇〇千噸に對し十六年度には二八、〇〇〇千噸に達する豫定であると傳へらる。而して此の増産計畫の中心をなすものは滿洲炭礦會社であつて、同社は十一年度二、〇〇〇千噸から、十六年度一八、〇〇〇千噸と尨大なる増産計畫を樹て、十四年度には七、五〇〇千噸を出炭して内三、〇〇〇千噸を内地に供給する豫定であつて、此の爲に要する資金としては本年中に總額一億八千萬圓を計上してゐると傳へられた。

斯くの如き尨大なる五ヶ年計畫の實現に向つて滿洲國官民が絶大なる努力を拂ひつゝある事は敬服に堪えぬが、最近發表せられた第二年度實績其他過去の實績に徴し、右計畫の實現には相當懸念あるものと云はねばならぬ。

一方北支に就て見れば、一般に支那の埋藏量には種々の推定が下されてゐて、一、九一三年ドレーク氏は九、九六六億噸、同年井上氏は三八八億噸、一、九二四年翁文灝氏は二一一億噸、一、九二六年地質調査所は二、一四四億噸、又第五次中國鑛業紀要は二、三二六億噸と夫々異なる數字を示してゐる。此の豊富な埋藏量の過半は實に北支に依つて占められてゐるのである。第五次中國紀要によれば、察哈爾、綏遠、山西、河北、山東の北支五省の埋藏量は合計一三二、八二七百萬噸にして、全支那の五七〇に達し、就山西省は一省にて一二七、一二七百萬噸で、全支那の五五〇を占めてゐるの

である。之は未だ詳細の實査を経ざる推算に過ぎざるべきも、非常に豊富なる大炭田の分布せるは疑はざる處である。而かも北支炭は我國に最も不足せる高度瀝青炭及無煙炭が大部分である。我國では北支、中支占領以來着々治安工作を進める一方、北支那開發會社、中支那振興會社を設立して、石炭資源の開發も着々と進行してゐる。かくして滿支の眠れる大資源の經濟的開發を計ると共に、今後異常なるテンポを以て躍進すべき巨大なる需要に對して、數量的にも炭種的にも圓滿なる供給を確保する爲には、日滿支三國石炭資源の綜合的開發計畫を樹て、共存共榮の見地より三國間の資源、資本、技術等の有効利用を計る事が必要である。

需要部面に就て見ても、三位一体の綜合的需給計畫を樹て、以て工業上適性炭を配給し、地域的にも配給系統を調整し相互間に於ける無用の競争を避け、東亞一体の原則に準據して日滿支經濟ブロックの確立を圖る事が緊要である。

最近政府内に石炭移輸出統制協議會の設置せられ、更に商工省の提唱に應じて、民間に於ける自治協力機關たる日滿支石炭聯盟結成の機運高まり、此の理想の實現を見んとしつゝある事は誠に欣快とする處である。

半島勞働力移入と女子就役の復活

石炭鑛業聯合會
常務理事 茂野吉之助

從來鑛山勞働は餘剩男性勞働力を利用してゐたものである。その利用はいはゆる緣故募集といふ方法によるのが普通で

あつた。それはよくいへば直接應募者に炭礦事業の性質を納得せしめたるうへで鑛山労働に就業せしめるが、往々にして誘拐募集といふが如き非難を受けた。然るに今回事變を契機として労働者募集の國家統制によつて縁故募集は禁止され、國營職業紹介所を通じての正面的募集に代はつた。鑛山労働、即ち地下労働はかゝる正面的募集によつて動員することは元來困難であつて、若しそこに一つの可能を望み得る場合があるとすれば、それは從來よりもなほ餘剩労働力が存在する場合に限られてゐる。ところが事實は全く之に反して、餘剩労働力今や全く瀕瀕してゐる。現に男性地上労働の需要は

◇農 村 の革新的な農業生産機構の再編成を俟たなければ到底需要を充足し得ざる状態に立到つてゐる。そこにもつて來て縁故募集の禁止に際會した、め地下労働は全く板挟みの窮境に到つたのである。これは決して紹介所國營制度を非難するにあらずしてただ炭礦労働事情の特殊性を無視してこれを他の地上労働と同一に取扱つた、めかゝる無理を生じたので、かゝる過渡期における對策に政府が思ひの到らざりし點を指摘するのである。

更に他の一つは、昨年政府が軍事勞務充足要領を發表したとき目的を軍事勞務に局限した餘り炭礦労働を除外したことが國營的紹介の場合において炭礦労働者の募集を非常な苦境に陥らしめたことも否み難い事實である。當局はかゝる事實に鑑み炭礦労働は軍事勞務に準じて重要なものとして取扱ふべき旨を傳達したけれども、これは依然として準則に過ぎず今日も尙依然として炭礦労働は軍事勞働と同一順位を占め得ない事情にある。

◇國 家 が眞に鑛業殊に石炭鑛業の重要性を認識するならばその効果の如何は別問題として觀念上炭礦労働を軍事勞務に準ずるものとして取扱はなければならぬ。最近に至りこの點に關して幸ひ當局の諒解が得られ近く政府からある傳達が發せられる情勢にあることは悦ばしい。

さて、鑛山労働を軍事勞務に準ずるものとして、炭礦勞力募集が今日の窮迫状態を脱却し得ようなどは到底豫想し得ないのである。その對策としては縁故募集の形式と國營紹介の精神とを一致せしめて、實情に適應した過渡期の募集方法を

樹立する必要があると思ふ過般創立された職業協會が速かに内容を整備して産業別の地方委員會を組織し、之が職業紹介所指導の下に明朗な縁故募集を行ひ得るならば、その成績は確に見るべきものと信ずるものである。

◇ 炭礦労働力の量的缺乏のほかに、最近更に憂ふべきは之が質的低下を來したることである。これは熟練労働者の減少に主因するもので他の諸産業にも勿論現はれてゐる現象には違ひない。だが殊に地下労働の如き集團作業を許さぬ労働にあつてはとかく指導監督が行き届き得ないために質的低下は他の産業に比較して更に深刻な能率低下となつて現はれるのである。

例へば労働訓練の如きは地上が一ヶ月の訓練を要するとすれば地下労働はその三倍の訓練を要する。また労働力の質的低下の一例として坑夫は從來勤続年數二ヶ年以上のもの六割、以下のもの四割といふ比率であつたものが最近においては全く逆轉して來たことは見通し得ざる事實である。最近能率の高い熟練坑夫が減少した原因は勿論應召關係もあるがしかし他の地上労働に移動したことに基くのである、この移動を防止するためには

◇炭 礦 業者は自衛的かつ必然的に勞賃の昂騰を來さざるを得ない。

しかししてこゝに悲しむべきは労働賃銀の騰貴は入坑率の低下を促し坑夫は一定の月收を得た以上は入坑稼働をしないと云ふ傾向を馴致することである。尤も炭礦としては鑛業報國運動の眼目を入坑率の維持増進に置き、極力出炭の増加を圖つてゐるが、かゝる地下労働の宿命的な特殊條件は容易に運動目標の實現を樂觀せしめない。

右の事實を具體的に云ひ現はせば、從來千人の坑夫をもつて出炭してゐたものは千六百人の坑夫をもつてしなければ出炭し得ないといふ結果になる。この募集人員の増加に備へるためには炭礦としては先づ坑夫長屋、寄宿舎の増設を圖らなければならぬ、例へば長屋一棟四戸建（一戸は六疊、四疊半、三疊の三間）を建てるには釘一樽十六貫目を要し、一

戸坪數十三坪、坪當り三百十匁の釘を必要とする、ところが、この釘がないため古ワイヤ・ロープをほごし切斷、削磨して自給自足するために大切な勞働力を消耗することになる。かくの如く僅かな一例であるが勞働力の缺乏と物資の缺乏とが解き得ざる問題の循環を作つてゐる、況してか、る際において坑内勞働力の機械による代位を以て能力の整備を圖ることは殆ど不可能である。

◇使 用 資材が假に充足せらるゝとしても他の一資材の缺乏のために全機能が停止してしまふといふが如き實例が多々ある。

こゝにおいて石炭の増産計畫遂行上、配備すべき勞力を充足することの必要が緊急の課題となつてくるのである。現在日本内地の地下勞働者は大約炭礦は廿八萬人、金屬礦山十二萬人合計四十萬人であつて、その中の約七割即ち約廿八萬人が地下作業に従事してゐるこの廿八萬人は日本男性勞働者の總數より見れば僅かに二パーセント位の少數である。しかしこの充足の困難なることは到底數字の比率的觀察を許さない。

これはいふべくして行ひ難いことかも知れぬが、石炭を所要する各産業はリンケ的にその需要量に相當するだけの勞力を石炭礦業に提供するといふが如き非常手段も考へられてくる、また

◇國 家 として石炭の重要性を考慮するならば國家總動員法第四條の發動に基く國民徵用令を地下勞働に及ぼすことも當然であらう。私は國民徵用令の適用を石炭業勞働に及ぼした實際的影響及び効果について輕々に判斷を下すのではないが、少くとも徵用令の精神は地下勞働の上にも及ぼすにあらざれば一般募集の場合においても地下勞働が特殊扱ひをされるといふ現状を寸毫も改め得ぬこと、信ずるのである。

以上は主として内地男性勞働の範圍において述べたのであるが、これに關聯して新たに考へなければならぬ問題が二つ

ある。一は女子坑内就役の復活であり、二は半島人の集團移入である。

女子及び十六歳未満男子の坑内就業は昭和五年九月一日より禁止されたが、三ヶ年間の猶豫期間が設けられた、そこで昭和八年九月一日の滿期が到來したところ薄層殘炭の採掘の場合には鑛山監督局長の許可を條件として當分の間は坑内就業を許可さるゝこととなつた。われわれはこれを昭和六年以前の狀態に遡つて全鑛山に女子勞役を許可して貰ひたいといふことを

◇政 府 に對し要望してゐる。それは男子鑛山勞働者が容易に得られざること、我國においては夫婦共稼の慣習があり女子にして入坑を嫌がらぬものがあること、また過去の經驗よりしても適當な勞働時間により勞働せしめるならば女子の身體に著しい障得を與へるとは思はれぬこと、現に長屋に住んでゐるものゝ中から募集採用し得られる便宜があるため新たに長屋の建増しを必要としないこと等十分の理由が存する。

次に半島人勞働者移入の問題は政府當局において目下考慮されてゐるが、苟くも之を移入する以上は完全にその勞働力を炭礦のために利用すべく、それに十分な覺悟と準備がなければならぬ。幸にして炭礦は過去において半島人勞役を利用することに深い經驗を有してゐるのである。

鑛山の賃金統制令解説 ための

福岡鑛山監督局書記官

佐

久

洋

賃金統制令の第一の目的は股販産業方面に於ける生産力の擴充、勞働力の不足就中熟練工の拂底等の諸條件により勞働

者の収入を増加し此の儘放任するに於ては物價の限りなき奔騰を來すや明であるので、賃金を統制して生産コストを安くし以て物價騰貴を抑制せんとするに在る。又支那事變勃發以來所謂軍需關係の産業は股賑を極め労働者の收得も次第に増加し、兎もすれば浪費へ趨る傾向あり、消費節約を説くも十分なる徹底を缺くの恨がある。現今は輸入の制限又は禁止、軍需品第一主義を採る結果、物資極めて欠乏して居るに加へて、消費者階級の重要地位を占める股賑産業に従事する労働者が購買力を増加して來たので一般日用品の物價は一路騰貴の趨勢に在り、單に公定價格を制定するのみでは此の騰貴を抑制し得ない状態にあるので本令に依り労働者の賃金を統制し賃金を矢鱈に上げ得ないやうにしたならば之に依つて物價騰貴を抑制するの効果を期し得るであらう。次には本令に依れば未経験労働者の最低賃金額を定める事になつて居るが之は此の最低賃金額制定に依つて青年労働者の収入を相當と思はれる額以上とし未経験労働者と雖も之を無制限に安く使ふことなく矢張之を人間として取扱ふべきことを期したものである。又未経験労働者の争奪が労働力不足を啣つ今日相當に劇しいので本令に依り其の最高賃金額を定めたならば或る程度争奪を防止し得るの力を期待し得るであらう。併し乍ら本令に於ける労働者は今の所では股賑産業に従事する労働者及鑛山労働者であつて、凡ての労働者ではないので其の賃金統制を行つても直に物價騰貴を抑制する上に大なる効果ありやば疑はしい。それよりも一錢でも賃金の高い所へ流れるといふ労働者の自然の情を抑へて労働者の移動を抑制し、又高い賃金で労働者を釣るといふ手段に依る企業家相互間の労働者争奪戦を緩和する効果の方が大であらう。

第二、本令の根據（令第一條）

本令の根據は國家總動員法第六條「政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」なる規である。本條の戰時ハ戰時に準ずべき事變の場合を含むことは同法第三條に依り明である。

本令第一條は「國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク労働者ノ賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル」と規定す「別ニ定ムルモノ」とは例へば將來船員の賃金統制を行ふの必要を生じたる場合は本令と別個に勅令を制定するが如きを豫想したるものである。

第二、本令の適用ある事業（令第一條）

本令の適用される事業は凡ての事業ではなく第二條各號に列記された事業に限るのである。即ち

(一) 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノ（令第二條第一號）

工場法の適用を受くる工場とは常時十人以上の職工を使用する工場及び工場及事業の性質危険なるもの又は衛生上有害の虞あるものにして工場施行令第一條第二條に依つて除外せられざる工場である。（工場法第一條）

「厚生大臣ノ指定スル事業」とは

一、機械製造業 二、船舶車輛製造業 三、器具製造業 四、金屬品製造業 五、金屬精鍊業となる見込である。

(二) 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業（令第二條第二號）
砂鑛法の適用ある事業には本令の適用が無い。本令及本令施行規則中「地方長官」とあるのは内地に於ける鑛業法の適用事業に付ては鑛山監督局長とされて居る。（令第十條、則第十條）

(三) 其ノ他厚生大臣ノ指定スル事業（令第二條第三號）

本號に於ける厚生大臣の指定する事業は今日までの所では何も無いのであるが將來人夫、交通運輸労働者の賃金をも統制する必要が生ずる場合が生ずる場合あるべきを豫想して本號を設けたものである。厚生大臣事業の指定を爲さんとするときは中央賃金委員會に諮問して之を爲すのである。（令第七條）

以上の事業にして國又は道府縣の事業に非ざる事業に付き本令の適用があるのである。

第三の賃金

賃金に就て考ふべき問題は第一賃金の意義如何、第二賃金の範囲如何、第三賃金の評價如何の三点である。此の三点に就ては曩に健康保険法、退職積立金及退職手当法に既に規定があり、本令も大体之と同一の取扱を爲して居る。参考の爲に其の條文を擧げれば

健康保険法第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラル、者カ勞務ノ對償トシテ事業主ヨリ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノ、範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

同法施行令第一條 健康保険法第二條第一項ノ賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノ、範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲クルモノヲ除ク

一、三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手当

二、通勤手当

三、住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金、給料又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ

四、其ノ他厚生大臣ノ指定スルモノ

同第二條 賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノ、全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ保險官署ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

前項ノ標準價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

退職積立金及退職手当法第六條 賃金及標準賃金ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

同法施行令第一條 退職積立金及退職手当法ノ賃金ノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲ク

ルモノヲ除ク

一、三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手当

二、通勤手当

三、住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ

四、其ノ他厚生大臣ノ指定スルモノ

賃金ノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ健康保険法施行令第二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス但シ同條第三項ノ規定ニ依リ……………

である。即ち賃金に就て法を異にするに従ひ其の解釋を異にすると其の取扱が不便なるが故に何れの場合も略同一にしたものである。

賃金の意義 本令に於ける賃金とは實收賃金(實質賃金)を指すので定額賃金を指すのではない。

本令に於ける賃金に就ては令第三條に「本令ニ於テ賃金ト稱スルハ勞働者カ勞務ノ對償トシテ事業主ヨリ受クル給與其ノ他ノ利益ヲ謂フ」と規定して居る。

(1) 本令に於ける賃金とは勞働者が其の使用せられる事業の事業主より受くるものたることを要する。健康保険法に基く各種の手當金の如きは保險者の給付するもので事業主の給付ではないから賃金ではない。併し其の支拂方法は必ずしも事業主が自ら直接之を爲す場合に限定せられないこと勿論である。茲に事業主とは本令の適用ある事業の事業主であり鑛山に就て言へば鑛業法の適用のある事業の事業主である。砂鑛法の適用あるものは含まれない事前述べた通りである。

(2) 本令に於ける賃金とは勞働者が勞務の對償として事業主より受くるものたることを要する。事業主と勞働者との

間に雇傭契約が成立すると労働者は事業主に對して勞務を提供するの義務を負ひ、又事業主は労働者に對して一定の給與を爲すべき義務を生ずる。其の事業主が労働者に對して給與を爲す時期は、勞務提供後であるのを普通とするが前拂の場合もあらう。併し勞務提供前の所謂前借が常に必ず賃金の前拂とは斷じ得ないので、それが場合によつては單なる消費貸借の場合もある譯である。

賃金は労働者が勞務を提供するが故に其の反對給付として受けるものであることを要する。従つて同じく事業主より受くるものでも勞務の對償に非ざるものは賃金ではない、例へば扶助規則に基いて支給される業務上の負傷疾病死亡等の場合の各種の扶助料は勞務に對する報償ではなく賃金たるの性質を有しないか賃金とは謂ひ得ない福利施設に就ても同様である。尙臨時休業日又は公休日等に於て賃金の一部又は全部を支給する場合は之を賃金として取扱ふべきや否やの問題を生ずる。

凡そ現行法制上の解釋としては事業主と労働者との間に雇傭契約が成立すると其處に一つの勞務關係を生じ、一方に於ては勞務提供の義務を生ずると解せざるを得ないのであるが、労働者の勞務の提供は、勞務關係繼續中之を總體的に觀察すべきものであつて日々雇入れられる日雇労働者の外は、現實に勞務に服したいや否やは所謂勞務提供の觀念とは其の意義を異にし、従つて勞務關係の繼續中、休業日又は公休日に對する給與は、事實上勞働に従事せざる場合と雖も賃金たる性質を有する。即ち例へば半年を限つて雇傭契約を結んだとすれば勞務提供に就ては半年を通じて考へるべきもので、一日一日を割つて考へるべきものでない。従つて一日一日に就て勞務提供を考へるならば休日に賃金の全部又は一部を與へるといふことは勞務の提供なきに拘はらず賃金を與へるといふことになり不修理のやうであるか、六ヶ月全体に就て勞務提供を考へるならば矢張かゝるものをも賃金と考へるのが至當になるのである。

勞働賃金の労働者に對する關係は俸給の會社員官吏に對する關係と同じである。俸給が會社員官吏の勤務に對し其の生活を保障する爲の反對給付であると同じく勞働賃金は労働者に對して労働者の生活を保障する爲の反對給付である。而して俸給が現實に勤務したりや否やを問はざると同じく休日の賃金も亦現實に勞務の提供ありしや否やを問はない。

(3) 本令に於て賃金とは、常時又は定期に受くる給與其の他の利益を謂ふのである。給與其の他の利益とは名稱の如何を問はず勞務の提供に對する報償として支給せられる金錢給付及食事、被服等の實物給付に住宅に關する利益及日用品の廉價供給に依る利益等を謂ふのである。而して常時に受くる給與其の他の利益とは、主として食事、被服の給與又は住宅に關する利益等の如きものを謂ひ、定則に受くる給與其の他の利益とは、所謂賃金、賞與及手當が其の主要なるもので、毎月一回若は一回以上又は數ヶ月に一回等一定の時期に於て給與せられるものを謂ふ。被服の給與は常時に受くる給與である場合が普通であるが、支給の方法によつては定期の給與となる。

給與の性質上、常時又は定期に受くるものに非すと認めらるゝものは賃金の範圍に含まれない。例へば發明獎勵金善行賞の如きは臨時の賞與と認むべきものであつて、勞務に對する報償として常時又は定期に給與せられるものは解し難い。曠夫勞役扶則規則第二十九條第三項にも「三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與及發明善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當」は扶助料及埋葬料算定の標準たるべき賃金總額に含まれないものとして居る。併し本令の賃金が右の如く臨時の収入を含まないものとしたからと云つて、決して常時又は定期に於ける給與が常に一定額であることを要するといふのではない。殘業其の他に依り臨時に増額せらるゝ給與は當然賃金と解すべきものであらう。

賃金の範圍(規則第一條)勞務に對する報償は種々の名稱、形式に依り給與せられるが、其の主要なるものを本令に就

き説明すれば次の如し。

(一) 常時又は定期に受くる金銭的給付

勞務者の勞務の提供に對する報償は、概ね金銭的給付にして且定期に給與せられるものである、賃金は其の大部分が定期に受くる金銭的給付である。常時に受くる金銭的給付は事實上極めて稀にして強いて之を求むれば米價の補給の如きものである。賃金日拂は恰も常時に受くる金銭的給付なるかの如き形式を有するもの、賃金計算の期間が極めて短期たるに過ぎないのであつて、定期に受ける金銭的給付と解すべきものである。賃金の額が勞務提供前豫め決定せらるゝか又は勞務提供後に決定せられるかは常時又は定期區別とは關係ない。又公休日又は其の他の事由に依り勞務に服しない期間が、賃金の範圍に含まれるか否かも、常時又は定期の區別とは關係ない。

(1) 常時又は定期に受くる金銭的給付にして本法の賃金と認むべきもの

(イ) 正規の勞働時間の勤務に對する給與、賃金、手当其の他名稱の何たるを問はず、又給與の時期(定期又は常時)に關係なく、すべて賃金である。

(ロ) 正規の勞務時間外の勤務に對する給與、例へば早出、残業、夜勤等に對する賃金、割増賃金、手当、歩増等は賃金の一部である。

(ハ) 特別の手當たる性質を有する給與、例へば役付勞務者に對する特別手当、出勤手当、勤続手当、皆勤賞、工程賞、家族手当、物價騰貴の手當、食費の補助、米價の補給等で三ヶ月以内の期間毎に支給せられるものは賃金である。住宅料にして賃金の額の決定に影響あるものは賃金と認むべきものである。(則第一條第一項第三號)

(2) 常時又は定期に受くる金銭的給與にして本令の賃金より除外すべきもの

(イ) 三月を超ゆる期間毎に支給する賞與又は手当(則第一條第一項第一號)

賞與は其の觀念上より考へれば本來事業利潤の分配たるの性質を有するもので生活費ではないから勞務の對償であり、且生活費たるを其の本質とす。賃金とは自ら其の性質を異にするのである。併し乍ら賞與と雖も短期間毎に支給せらるゝ場合は寧ろ生活費に充當せられるのが普通であるから之を賃金と考へた方が穩當なので本則に於ては三月を超えざる期間毎に支給せられる賞與は賃金の中に含ませることとした。即ち年末の賞與又は半期末の賞與或は事業年度末の賞與等は純然たる事業利潤の分配であり、經濟界の事情、事業の經營狀況、勞働者の勤務狀態等に依り變動あるを常とし必ずしも收入を豫定し得るものとは謂ひ難く、毎月の生活費として支給せられる賃金とは其の性質を異にするので之を賃金より除外することとなり、一ヶ月一回、隔月、又は三ヶ月に一回とか兎に角三ヶ月を超えない期間毎に支給せられるものは假令賞與であつても賃金として計算されることになる。手當といふのは通常最低生活費を補給する爲に支給せられるので生活費たるを其の本質とする点で賃金と其の性質を共通にするから短期間毎に支給せられる手当を賃金として計算すべきは當然である。併し乍ら相當長期間毎に支給せられるときは、生活費の補給たる手当は却つて利潤分配たる賞與に其の性質が變質して來ると考へられるのでかゝる場合は之を賃金の範圍より除外した。即ち三ヶ月を超えない期間毎に支給せられる手当は之を賃金の範圍に含ましめるが、三ヶ月を超ゆる期間毎に支給する賞與は之を賃金の範圍から除外した。

本令制定の目的は賃金を規制して以て物價騰貴の抑制に資せんとするに在るのであるが如何に賃金を規制しても三月を超ゆる期間毎に多額の賞與手当を支給したならば生産コストは下らず勞働者の收得は減少せず爲に浪費は依然止まないから物價は相變らず騰貴することになり、かくては本令制定の趣旨は没却せられるといふ論が當然起るのであるが、本令の三月を六月、又は一年としても矢張同じことなので、其の弊害は一寸防ぐ方法が無いので一應先づ健康保險法、退職積立金及退職手当法に於ける賃金と同じく三月と期限を定めたのもある。

(ロ) 通勤手当(則第一條第一項第二號) 通勤手当と稱するのは労働者の住居より事業場所在地迄の電車賃、汽車賃等の實費に相当する額又は實費の一部補助として支給する手当を謂ふものであつて實費である關係上労働者一人一人に就き其の距離の遠近に依り差等があるのを原則とする。此の通勤手当を賃金の範囲に含ましめることになると、今度の賃金統制令に依つて労働者の賃金は一定の額の範囲に限られるので、遠方より通ふ者は其の通勤に要する費用だけ生活費が少くなるといふ結果になり、近い所の通勤者に比して權衡を失するが故にかゝる場合の通勤手当は之を賃金の範囲より除外した。事業主の施設した寄宿舎又は住宅に收容しない労働者の全部に對して一率に通勤手当を支給す。場合の如きは名稱は通勤手当であつても、實質は住宅料として取扱ふべきものであり且此の場合の住宅料たる通勤手当は賃金の額の決定に影響あるものと解すべきであらう。

(ハ) 住居に關する利益又は住宅料にして賃金の額の決定に影響なきもの(則第一條第一項第三號)

事業主の施設する寄宿舎に收容せられ又は住宅を給與せられ或は住宅料を支給せられる場合に於て、當該事業に於ける同種の業務に従事する他の労働者との間に何等賃金額に差異なき場合は、是等の利益は賃金の額の決定に影響なきものであつて、本令に於ける賃金に含まれない。寄宿舎又は住宅に生産する労働者の賃金が、他の労働者に比して特に低廉なる場合は、其の利益に相當する額は賃金の決定に影響あるものとして本令に於ては賃金として計算すべきである。即ちかゝる場合の住居に關する利益又は住宅料は、其の姿を變へた賃金の一部と觀るに至當とする。住宅料を支給せられる場合に付ては、賃金の額の決定に影響なきものと認め得べき場合は稀であつて、大部分は賃金の一部として計算すべきものであらう。

或る鑛山で、其の勞務者に一般的に住宅料を支給する場合、其の住宅料が賃金の額の決定に影響なきものと認め得べき場合は稀であつて、大部分は賃金の一部として計算すべきものであらう。或る鑛山で、其の勞務者に一般

的に住宅料を支給する場合、其の住宅料が賃金の額の決定に影響ありや否やは、其の鑛山の労働者の賃金と同地方に於ける同種鑛山の労働者の賃金とを比較して客觀的に決定すべきもので、當該鑛山内に於ける比較に依つてのみ決定すべきものでない。

住宅料は其の性質は手當に似て居るが、三月を超ゆる期間毎に支給せられるか否かに依つて判断すべきでなく、賃金の額の決定に影響ありや否やに依つて判断すべきである。従つて一年一回支給せられる住宅料と雖も賃金の額の決定に影響ある場合は賃金として計算すべきである。

賃金の評價(則第一條第二項) 狹義の賃金即ち嚴密なる意味の賃金に就ては鑛業法第七十八條「鑛業權者ハ毎月一回以上期日ヲ定メ通貨ヲ以テ鑛夫ニ其ノ賃金ヲ支拂フヘシ」と規定する通り通貨を以て支拂ふので賃金評價の問題を生じない。

本令に於ては賃金の全部が金銭以外の給與其他の利益の場合を規定して居るが、かかる場合は鑛業法の前記の規定より推して考へられないものであらう。本令に於て賃金評價の問題の起るのは結局鑛山に就ては、本令の賃金の範囲に含まれるべきもの、一部が金銭以外の給與其他の利益なる場合のみであらう。

賃金の一部が金銭以外の給與其他の利益なる場合に於ては、事業主は其の價額を評價算定して金銭に依る給與と合算して賃金の額を算定すべきである。

金銭以外の給與又は利益とは、食事の給與、住宅の利益、衣服日用品の給與が其の主なるものであらう。金銭以外の給與其他の利益に付ては一定の標準價格を規定し事業主をして之に依りて算定せしめる。其の標準價格は健康保險法施行令第一條第一項及第二項の規定に依り、保險官署(地方長官、東京に在りては警視總監)の定むる標準價格に依る。但し或る地方獨特の價格を決定する必要があるときは鑛山監督局長は時價に依つて之を算定する。

第四、賃金規則の作成及變更並に其の届出（令第四條、則第二條）

常時五十人以上の労働者を使用する工場又は事業主は賃金規則を作成して鑛山監督局長（地方長官、警視總監）に届出ることになつて居る。又賃金規則の全部又は一部の變更を爲したるときも同じく鑛山監督局長に届出ることになつて居る。本條に於て其の適用あるものを五十人以上の労働者を使用する工場又は事業場に限定したのは、組織の十分でない五十人以下の労働者を使用する小鑛山に賃金規則といふが如き煩鎖なものを作成せしむるは無理があるからである。

「常時」の意義に就ても明確なるが如くにして必ずしも明確では無い。「常時」とは即ち「事業の常態」に於ての意である。一年を通じて作業を爲す事業に於ては常時の觀念は一年間を基礎とし其の作業の通常の状態に於ける意であり、一定の季節に於てのみ作業を爲し、又は主として一定の季節に於て作業を爲す所謂季節的事业に在りては、常時の觀念は一定の季節に於ける作業の通常の状態の意である。一年間若は一定期間に於ける當該事業の平均使用労働者數又は最高使用労働者數、最低使用労働者數を指すものではない。常時使用労働者數は抽象的觀念にして具体的に計算し得べき數ではなく社會通念に依り事業の常態に依ける使用労働者數を定むる標準となるべき事項を擧ぐれば次の通りである。

- (1) 労働者は現實に就業するものなることを要しない。病氣其の他の事故に依り一時間就業不能の状態に在る労働者數及所謂欠員中の労働者數は常時使用労働者數の觀念に含むものとして計算すべきものである。
- (2) 労働者は同時に就業するものなることを要しない。交替に労働せしむる場合及労働者に依り就業時間を異にする場合に於ては、労働者の總計を基礎として常時使用労働者數を定むべきである。
- (3) 労働者は事業主との間に雇傭契約の存在することを必要とせず單に使用關係あるを以て足りる。従つて事業主が供給請負人の手を通じて労働者を使用する場合に於ても、其の労働者の従事する作業の状態に依り鑛夫と認むべき場合は鑛業法の適用があるから、事實上事業主との間に使用關係ある労働者は、すべて常時使用労働者數に含まれる。

る。

(4) 労働者とは鑛業法の適用を受ける事業に在つては鑛夫を指すのである。従つて門衛、給仕、純然たる人夫等鑛業法の適用を受けざる被傭者は常時使用労働者數に含まざるべきものである。

鑛夫の意義に就て一言せば、鑛業法の適用を受くる事業に使用せらるゝ労働者を鑛夫と稱するのである。即ち鑛夫の定義に關しては鑛業法第八條に「本法ニ於テ鑛夫ト稱スルハ鑛業ニ従事スル労働者ヲ謂」と規定して居る。之に依つて觀念は明なる如くであるが併し鑛夫の意義及範圍に關しては必ずしも明確ならざる場合があり、鑛業法施行上解釋に依り之を決定すべき部分も少くないのである。鑛夫とは主として身体的労働に従事する者を謂ひ、主として智能的事務に従事する職員と區分したる觀念である。鑛業の目的とする事業又は之に附屬する事業に於ける作業の本体たる業務に付労働に従事する者及直接に其の業務を助成する爲労働に従事する者は鑛夫であるが、鑛業の目的とする事業又は之に附屬する事業に於ける作業に直接關係なき業務に服する門衛、給仕、寄宿舎の賄夫等は鑛夫に非ざるものと解すべきある。採掘又は試掘の事業場に於て労働する鑛夫の範圍は比較的明確である。

附屬事業中、工場に類する事業に就ては工場法施行上の職工の解釋に準じて鑛夫たる労働者の範圍を定むべきものである。大体に於て職工とは主として作業場内に在つて工場の目的とする作業の本体たる業務に付労働に従事する者及直接に其の業務を助成する爲労働に従事する者を謂ふのである。即ち職工の範圍は工場の主たる作業は勿論之に關係ある作業例へば場内運搬、工場設備の手入、修覆等に従事する者を包含するものとして現行工場法は施行せられて居る。職工の意義を定むる場合に於て標準となるべき事項を列擧すれば次の通である。

- (一) 主として身体的労働に従事する者なること
- (二) 工場の目的とする作業の本体たる業務に付労働に従事するものなること、工場の目的とする作業と關係なき

勞務に服する門衛、給仕、寄宿舎の賄方は職工に非ざるものと解す

(三) 工場の目的とする作業を直接に助成する勞務者も職工なること。直接に助成する作業とは、補助作業の意にして例へば工場内の運搬、機械の手入、注油等の作業に従事する者は職工である

(四) 工場内に於て勞働するものなること、工場の作業に密接なる關係を有する場所に於て勞働する者は、工場外に於て勞働する者と雖も職工と認むべきものである

(五) 事業主との間に使用關係あるを以て足るもので、雇傭關係の存在を條件としない

(六) 賃金の有無に關係なきこと

(七) 試の雇傭期間の者及見習職工も職工であること

(八) 臨時雇入又は常時雇入の別若は雇傭期間の定の有無は關係なきこと
次に職工と認むべきものと職工と認むべからざるものとを區別した事例を挙げれば次の如し。

(イ) 職工と認むべきもの

(一) 勞役を直接に指揮監督する工長、伍長、職工長の類

(二) 工場建物の修理の爲に常時使用し居る大工又は左官職

(三) 臨時職工、日傭職工

(ロ) 職工と認むべからざるもの

(一) 専ら作業場外に於て運搬に従事する人夫、便所又は寄宿舎の掃除夫、寄宿舎の賄方

(二) 門衛、給仕

(三) 常時事務室に於て單に事務に従事する者

(四) 勞働者を指揮監督し智能的事務に従事する者

(五) 工場外に於て電話路の保守のみに従事する者

(六) 機械其の他パイプ、器具等の取付け、取外し其の他之に準すべき業務を爲す者

附屬事業中工場以外の事業場に於ける作業に従事する勞働者に付ては、鑛夫たる者の範圍に關しては明確に決定し難き場合を生ずるのであるが鑛業の意を廣義に解し附屬事業を包含するものであるから、苟も鑛業に使用せらる、勞働者にして鑛夫に非ざる者は其の例少きものであらう。

鑛夫の意義を定むる場合に於て標準となるべき事項を列擧すれば次の如し。

(一) 主として身体的勞働に従事する者なること

(二) 鑛業の目的とする事業又は之に附屬する事業に於ける作業の本位たる業務に付勞働に従事する者なること

(三) 鑛業の目的とする事業又は之に附屬する事業に於ける作業を直接に助成する勞働者も鑛夫なること

(四) 鑛業(附屬事業を含む)に於ける事業場に於て勞働に従事するものなること、鑛業の目的とする作業に密接なる關係を有する場所に於て勞働する者を含む

(五) 鑛業權者(鑛業代理人)との間に使用關係あるを以て足るものであつて、雇傭關係の存在を條件とせず

(六) 賃金の有無に關係なきこと

(七) 試の雇傭期間中の者臨時雇入の者も鑛夫なること

賃金規則に記載すべき事項は規則第二條に定むる所である

一、賃金ノ支拂方法及支拂期日

「賃金ノ支拂方法」とは金錢に依る支拂、實物に依る支拂のみを謂ふのではなく賃金の計算方法とは即ち賃金形態の

ことであり次の如きものである。

- 一、日給制（常備制、時間給制）
- 二、出来高給制（請負給制）
- 三、割増給制
- 四、差別出来高給制
- 五、賞與制
- 二、所定就業時間（休憩時間ヲ含ム）及所定休憩時間
「就業時間及休憩時間」とは「自何時至何時」及其の時間數を謂ふ
- 三、未経験労働者ノ初給賃金
「未経験労働者」に就ては後に述べる
- 四、定額賃金ノ等級別標準額
「定額賃金」とは日給の時は其の額、請負給の場合は其の基本給である。等級別標準額とは、一級三圓、二級二圓といふが如く定められるときはそれを記載し、定なきときは記載の要はない。何年経てば二級より一級に昇給するといふが如きことは記載するに及ばぬ。
- 五、所定就業時間外労働ニ對スル割増率又ハ手當
「所定就業時間外労働」とは必ずしも夜勤の意に非ず。所定就業時間に引續いて労働する場合、其の引續いて労働した部分に對し手當の額を定めるときは、其の額を率のときは其の率又何割といふ如く率の定あるときに其の率を記載する。

六、所定休日出勤ニ對スル割増率又ハ手當

「手當」とは五の場合と同じく額を以て定むるときは、其の額何割と定むるときは其の率を謂ふ。

七、労働者ヲ交替ニ就業セシムル場合ニ於テ夜間就業ニ對シ賞與又ハ手當ヲ支給スルトキハ其ノ額若ハ率、就業時間十二時間にして二交替に依り、一番方が午前七時より午後七時、二番方が午後七時より午前七時の労働とする場合、二番方は夜間就業なるの故を以て特に賞與又は手當を支給するときはその額若は率を記載する。

八、遅刻又ハ早退ノ場合ノ賃金ノ計算方法

遅刻又は早退の場合は其の賃金を減ずるときは、減ずる旨及其の減ずる額を記載す。

九、第五號乃至第七號ニ掲グルモノ、外賃金ノ範圍ニ含マルヘキ賞與又ハ手當ノ種類、額若ハ率及給與條件

「賞與又ハ手當ノ種類」とは物價手當、家族手條、臨時手當等である。

十、賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類、價額及給與條件

「種類」とは衣服、食事の如きものを指す。價額の計算は健康保険法施行令第二條第一項及第二項の規定に依り定むる標準價格に依ること既に述べた通りである。

賃金規則を作成し之を鑛山監督局長に届出でたならば事業主は賃金規則を適宜の方法を以て労働者に周知方法と同様で良い譯である。賃金規則に變更ありたる場合も其の變更に付適當なる周知方法を講ずべきものと解す。周知方法を講ぜざる時は本令が國家總動員法に基いて發せられて居る關係上國家總動員法の罰則の適用があることになる。

賃金規則は絶對不變のものに非ずして事情に應じ事業主自ら之を變更出来る。此の場合に於ても事業主は其の變更を鑛山監督局長に届出でねばならない。

賃金規則の變更は事業主自ら之を爲し得るの外、鑛山監督局長が不適當と認めるときは其の變更を命じ得るものである。

其の變更命令を爲すときは鑛山監督局長は鑛山賃金委員會に諮問して之を爲すのである。(令第七條)

第五、初給賃金(令第五條、第四條、第五條、第六條)

厚生大臣又は鑛山監督局長は命令の定むる所に依り未経験労働者の初給賃金を定めることが出来る、本條令法の趣旨は既経験労働者の争奪は雇入制限令の制定に依つて一應防止し得られるがそうなれば未経験労働者の争奪戦が一層活潑になるものと思はれるので初給賃金を定めることに依り其の争奪を防止せんとするに在る。

未経験労働者とは如何なるものなりやは施行規則第三條に規定する。即ち、

左の各號の一に該當せざる労働者即ち鑛夫に之を未経験労働者と謂ふのである。

一、令ノ適用ヲ受クル事業ニ於テ従事セントスル業務ト同種ノ業務ニ三月以上従事シタル経験アル者

「同種ノ業務」とは成る可く廣く解すべきである、成る可く廣く解す理由は例へば甲たる者がA山に於て採炭夫として三月以上働いて居たとする、今當山へ支柱夫として雇はれる場合に採炭夫と支柱夫とを同種の業務とすれば未経験労働者ではないことになり、従つて初給賃金の束縛を受けないが、同種の業務に非ずとすれば甲は未経験労働者となつて初給賃金の束縛を受けることになるからである。直接夫、支柱夫、採炭夫、掘進夫、仕繰夫、運搬夫、機械夫(工作夫を含む)、選炭夫は同種の業務と觀て良い。

二、前號ノ場合ノ外工場又ハ事業上ニ於テ六月以上労働ニ従事シタル経験アル者

本號に該當する者は實際に経験ありと謂ふの意ではなく事實経験を有するや否やに關係なく此の如き者は初給賃金に關しては未経験者として取扱はないといふ意である。本號に於ては「同種ノ業務」に従事したることを要件としな

い。六月以上工場にて労働に従事した者を鑛山で雇ふ場合は既経験者として扱はれることになる。

三、工業又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシ

テ鑛山監督局長ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノ、課程ヲ修了シタル者
本號は要するに學校令に依らざる養成所卒業者は既経験者とするの意である。職業紹介所に於ける短期養成所は三月で大体相當の成績を挙げ又初給賃金も普通より高い所より考へて之と均衡を得しめる爲本號該當者を既経験者とした。私立の養成施設を五ヶ月かゝつて修了しても鑛山監督局長が國立又は公立の養成施設と同等以上のものと認定せぬならば、其の修了者は既経験者として扱はれること明である。

四、工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者

五、前號ニ掲グルモノ、外尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ五年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ三年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

本號該當者は即ち中等學校又は中等學校程度以上の學校卒業者である。工業學校卒業者が工場に雇はれるときは勿論、鑛山に雇はれる時と雖も第四號に該當するので本號に該當するのではない。同様に鑛山學校を卒業したる者が鑛山に雇はれる時は勿論既経験者として扱はれるが、工場に雇はれる場合も矢張第四號に基き既経験者として扱はれるので本號に該當するものではない。

以上の各號に該當せざる鑛夫の初給賃金は厚生大臣又は鑛山監督局長が之を定め得るのであるが之を定めるに當つては命令の定むる所に依るのである。其の命令とは即ち規則第五條「令第五條第一項ノ初給賃金ニ付テハ最高額及最低額ヲ定ム」と云ふのである。

初給賃金の最高額最低額を決定するに當りての方針は大体

一、滿二十才以下の男子に就てのみ定む

一、職種別の差異を設けず

一、尋常小學校卒業と高等小學校卒業との間に差異を設けず
一、就業時間の長短に就ては考慮す等であらう。

地方の初給賃金を定めるのは鑛山監督局長である。特別の場合即ち全国の初給賃金を定めるとか、大阪及福岡鑛山監督局長内の初給賃金を定めるとかいふ場合は厚生大臣が之を定める。地方で初給賃金を定める場合に於ても、其の定めるに就ての一應の最高最低の標準は中央に於て之を定め、それに準據して地方の事情を考慮して鑛山監督局長が具体的に最高最低を定める事になるものである。初給賃金を定める場合厚生大臣が定めるときは、中央賃金委員会に、鑛山監督局長が定めるときは鑛山賃金委員会に諮問して之を定める（令第七條）事業主が未経験労働者を雇入れたならば命令の定むる期間即ち雇入の日から三ヶ月間初給賃金に準據して賃金を支拂はなくてはならない（令第五條第二項）。即ち最高額最低額の範囲内ならば三ヶ月以内に於ても昇給を爲し得るが、其の最高額を超えて昇給を爲し得ないのである。日額拂（日給）の場合には問題は無いが出来高拂の場合は一日の稼高が初給賃金の最高額を超えることがあり得る。例へば初給賃金の最高額が一圓五十錢と定められたとして非常に能率が上つて稼高拂で一圓七十錢になる日があつたとすると月を平均して一圓五十錢以上にならねば差支ないのである。以上は原則であるが次の如き場合は初給賃金に依らないことが出来る（令第五條第二項但書、則第六條）

一、労働者試ノ雇傭期間中ニシテ雇入後十四日以内ノ場合
試の雇傭期間中の労働者にして雇入後十四日以内に非ざる者、即ち十四日を超えたる者は初給賃金に準據して賃金を支拂はねばならない。

二、身体ニ障害アル爲作業能力著シク劣レルモノニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタル場合
身体に障害があつて十分の労働を爲し得ない者に對しても所定の賃金を支拂ふことになると、事業主の負擔が大き

くなるので成る可く此の如き者は雇はないやうになりかなくてはかゝる就職出来なくなる虞がある。依つて此の規定を特に設けて賃金は假令安くしても不具者に就職せしめんことを期したのである。併し乍ら此の規定は歸還傷兵に對しての考慮の下に定められたのではない。歸還傷兵に對する方策は別個に考慮せられるべきものである。

三、作業ノ性質其ノ他特別ノ事由ニ因リ必要アル場合ニ於テ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタル場合
作業極めて困難にして初給賃金を以てしては到底労働者を得られざる如き場合等の規定である。

第六、未経験者の賃金（令第六條）

未経験者の初給賃金に就ては令第五條の規定する所であるが令第六條は既経験者、即ち則第三條各號該當者等に對して支拂はれたる賃金の額又は其の支給方法が著しく不適當と鑛山監督局長に於て認めたるときは鑛山監督局長に於て認めたるときは鑛山監督局長は事業主に對して將來に向つて其の賃金の額又は其の支給方法の變更を命ずることが出来る旨を規定した。賃金の適當なりや不適當なりやを鑛山監督局長が認定する爲の大体の基準には中央に於て之を定めることにならう。

第七、賃金臺帳の作成（則第七條）

事業主は賃金臺帳なるものを作成する事を要す。此の臺帳には労働者別に左の事項を記載する事を要す。

- 一、毎就業日ニ於ケル就業時間「就業時間」は休憩時間を含み、自何時至何時何時間と記載する
 - 二、賃金締切日ニ於ケル其ノ期間中（賃金締切日ナキ場合ニ於テハ毎月）ノ金錢給與タル賃金ノ總額及其ノ内譯「金錢給與タル賃金」とは金錢を以て支給せられたる賃金の意である。實物を以て支給せられたるもの、其の他の利益を以て支給せられたるものを含まない。
- 「其ノ内譯」とは、賞與、手當、割増金等何錢、嚴密なる意味の賃金（日給の出来高拂給）何錢と記載する。

三、前號ノ期間中ノ賃金ノ全部又ハ一部ヲ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類及價額

「金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益及」其ノ種類及價額」の意味に就ては既に説明した。

以上の事項を記載した賃金臺帳は三年間之を保存せねばならない。

第八、賃金月報（則第八條）

常時五十人以上の労働者を使用する事業主は賃金月報を作成し毎月二十日迄に鑛山監督局長に届出ることを要す。其の様式は様式第一號に依るのであり記載事項は前月（賃金締切日ある場合に於ては前月に於ける最終の賃金締切日前一月間）に於ける労働者の賃金に付てである。即ち月末に賃金を支拂ふ場合は、三月の賃金月報では三月中の賃金に付て記載し四月二十日迄に届出ることを要し、若し月二十五日を以て賃金締切日となす場合は三月の賃金月報には二月二十六日より三月二十五日迄の賃金に付て記載し四月二十日までに届出ることを要するのである。本年度は六月一日より賃金月報を届出ればよい（附則）

第九、報告、臨検、検査（令第八條、則第九條）

厚生大臣又は鑛山監督局長必要なりと認めるときは賃金の統制に關して國家總動員法第三十一條の規定（政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得）に基いて賃金月報以外にも事業主より報告を徴し又は當該官吏即ち鑛務監督官吏をして工場、事務所其の他の場所に臨檢し帳簿書類を検査せしめることが出来る。而して鑛務監督官吏が臨檢検査を爲す場合は様式第二號に依る證據を携帯することを要する。

第十、賃金委員會（令第七條、賃金委員會官制）

令第七條に基き別に賃金委員會官制が制定せられ四月十日より施行せられて居る。（官制附則）

一、性質、委員會は諮問機關であつて議決機關ではないから、厚生大臣、地方長官、鑛山監督局長は諮問をする義務はあるが、答申通りの處分を爲すの義務はないことになる。

二、種類（官制第一條）中央賃金委員會（鑛山、工場を一括せるもの）、道府縣賃金委員會及鑛山賃金委員會の三種とし

三、設置場所及名稱（官制第二條）中央賃金委員會は一個なるが故に其の名稱は中央賃金委員會であり、設置せられる場所は厚生省である。

道府縣賃金委員會は、道府縣毎に、鑛山賃金委員會は鑛山監督局管轄區域毎に之を置き其の名稱の各道府縣又は鑛山監督局所在地の名を冠し京都府賃金委員會、福岡鑛山賃金委員會等と稱す。

四、組織（官制第三條、第四條、第五條、第六條、第七條）

委員會は會長及委員を以て之を組織するのであり。（官制第三條）其の他に幹事及書記を置く。（官制第八條、第九條）。又場合に依り専門委員を置くことが出来る。（官制第十條）

(1) 會長、中央賃金委員會の會長は厚生大臣であり、道府縣賃金委員會の會長は地方長官であり、鑛山賃金委員會の會長は鑛山監督局長であり。（官制第四條）何れの場合に於ても會長は委員會の會務を總理する。たゞ會長事故あるときは副會長の制度が無いので中央賃金委員會に於ては厚生大臣の指名する委員、道府縣賃金委員會に於ては地方長官の指名する委員、鑛山賃金委員會に於ては鑛山監督局長の指名する委員が會長の代理として會務を總理するのである。（官制第七條）

(2) 委員、委員の數に就ては中央賃金委員會の委員は三十人以内、道府縣賃金委員會及鑛山賃金委員會の委員は各十五人以内と定められて居る。（官制第五條第一項）以上の定員以外に必要あるときは臨時委員を置くことが出来る

る。(官制第五條第二項)、臨時委員の定員に付ては定が無いから適當數を定め得るわけである。

委員の使命は中央貸金委員會に在りては厚生大臣の奏請に依つて内閣之を行ひ、道府縣貸金委員會に在つては地方長官、鑛山貸金委員會に在つては鑛山監督局長が之を行ふのであり、其の委員の詮衡範圍は何れの場合に於ても關係各廳高等官及學識經驗ある者である。(官制第六條)學識經驗ある者の中には事業主及労働者をも含めるべきであるが、其の場合は各利益を代表するといふ意味ではなく大所高所より賃金統制を行ふべき學識経験を有する者としてである。

(3) 幹事、委員會に置かれる幹事の任命は、中央貸金委員會に在つては厚生大臣の奏請に依つて内閣が之を行ひ、道府縣貸金委員會に在つては地方長官が之を行ひ、鑛山貸金委員會に在つては鑛山監督局長が之を行ふのであり何れの場合に於ても幹事は會長の指揮を承けて庶務を整理すべき任務を帯びて居る。(官制第八條)

(4) 書記、委員會には書記を置き其の任命は中央貸金委員會に在つては厚生大臣之を行ひ、道府縣貸金委員會に在つては、地方長官、鑛山貸金委員會に在つては鑛山監督局長が之を行ひ何れの場合に於ても書記は上司の指揮を承けて庶務に従事するのである。(官制第九條)

(5) 専門委員、委員の約半數位を以て構成することが出来る。専門委員は委員會の中に在るので委員會と別個に専門委員會を構成するのではない。

其の任命に中央委員會に在つては厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を行ひ、道府縣貸金委員會に在つては地方長官、鑛山貸金委員會に在つては鑛山監督局長が之を行ふのであり、其の掌る所は會長の命を承け労働者の賃金に關する専門事項を調査することである。

五、權限中央貸金委員會、道府縣貸金委員會及鑛山賃金委員會は各厚生大臣、地方長官及鑛山監督局長の諮問に應じ

賃金統制令施行に關する重要事項を調査審議するのである。主なるものを挙げれば次の如し。

(一) 諮問に對する調査審議

(1) 令第二條第三號の規定に依る事業の指定に關する諮問に對する調査審議。(令第七條第一項)本令を適用する事業を厚生大臣が指定する場合には、之に關し中央貸金委員會に諮問することを要し、委員會は之に對し調査審議を爲す。

(2) 令第五條第一項の規定に依る初給賃金の決定に關する諮問に對する調査審議。(令第七條)厚生大臣が初給賃金を定むるときは中央貸金委員會に、鑛山監督局長初給賃金を定むるときは鑛山賃金委員會に諮問するのであり、各委員會は之に對して調査審議する。

(3) 鑛山監督局長賃金規則、賃金額及賃金支拂の變更を命ずる場合の諮問に對する調査審議。(令第七條)

(4) 以上の外關係行政廳の諮問に應じ労働者の賃金に關する重要事項の調査審議。(官制第一條第四項)
(二) 建議、委員會は労働者の賃金に關する重要事項に就ての諮問に應じて調査審議するのみでなく、之に關して建議することも爲し得る。(官制第一條第五項)

六、監督、中央貸金委員會は厚生大臣、道府縣貸金委員會は地方長官(東京に在りては警視總監)鑛山賃金委員會は鑛山監督局長の監督に屬するのである。(官制第一條第二項)

第十一、外地への適用(令第十一條)

第十二、罰則

本令は國家總動員法第六條に基いて發せられて居るので本令に違反したる者は國家總動員法第三十六條第二號に該當し従つて一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられるのである。

第十三、施行期日

本令は昭和十四年四月十日より施行せられる、但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島即ち外地に在つては昭和十四年八月一日より施行する。

本令施行令は昭和十四年四月十日より施行する。

賃金委員會官制は昭和十四年四月十日より施行せられる。

様式第一號

様式第二號

一、方數賞與二、精勤賞與、三、出炭賞與四、入坑賞五、函數賞與六、有付賞

(終り)

(本文には尙相當附記すべき事があるが筆者多忙の爲止むなく他の機會に譲る事とした)



筑豊炭田と熱量灰分の關係

互助會分析所主任 町田隆介

第一編

筑豊炭田の環境と各層石炭の熱量の檢討 筑豊炭田の環境(地勢、炭質、炭層) (一)地勢、(二)炭層、(三)炭質、(四)石炭生成、(五)炭層表と各炭層別分析表並に無灰分發熱量の摘要

第二編

灰分と發熱量の關係並に洗炭に就て (一)發熱量、灰分の化學的理論、(二)筑豊炭田内諸炭坑の石炭の無灰分發熱量の分析表の摘要、(三)灰分並に洗炭の化學的理論、(四)洗炭界の變遷の摘要、(五)灰分の組織に影響する灰、熔融に付きて、(六)結論、熱効率率の摘要

序論

戰時經濟下に於いて我が國燃料資源の増産供給に勇往邁進しつゝある筑豊炭田内外各炭坑各位に滿腔の敬意を表しつゝ、右記題目の編輯文の完成を企圖せり仰々石炭の價値の高底は發熱量にある事は勿論の事なり、然らば如何にすれば石炭本來の純度分に近い熱量を出す事が出来るかは言を待たず洗炭手段に因るのである。翻て考察するに熱量と相對的關係に有る不燒體たる灰分の關係は石炭の生成、物理的化學的理論、洗炭の理論的意義、洗炭機の變遷とその選擇等の線に沿ふ一筋に歸着する事は言ふ迄でもない。本稿

者は卷初に於て本炭田の地勢、炭層、炭質、殘炭發熱量の系統的分析、狀態を檢討しつゝ、本炭田の本來の燃料價値の基礎に立脚しつゝ、當該問題の理論的解決に資せんとす。希は時に重心に歸りて以て先驅者の研究の跡を辿り學研資料の恩澤に浴しつゝ、各位の潤澤なる研識を想起しつゝ、本稿に錯誤あらば御指教を得ば誠に欣快とする所なり。本稿は先驅者學者の貴き活研試料の一端を普く敷衍せんと企圖せり。

第一編 筑豊炭田の環境と各層石炭の熱量の檢討

第一編 筑豊炭田の環境と各層石炭の熱量の檢討

第一章 地形地質

本炭田は遠賀川並に其の支流に沿へる遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡に跨がる低地にあり。北々西より南々東方に亘り延長約四十七軒、東西の幅約十二軒亦二十八軒にして大凡七百八十七平方軒の面積を占め、遠賀川及び支流たる穂波川、彦山川、犬鳴川の流域により東方は福地香春岳よりなる山脈に接し南方は熊ヶ畑山を花崗岩體に境し、西方孔大寺及三郡山脈に隣し北方は海に瀕せり、概ね低夷地をなしその中央を略南北走する船尾山脈六ヶ嶽によりて東西兩區に分れてゐる。東區は遠賀川下流並に彦山川に沿ひ西區は遠賀川及嘉麻川に沿ふ北部は高さ地勢をなせる西川區域となれり。

本炭田の東西南の三方を劃せる山體は中生層、變質岩又は舊火山岩(花崗岩閃綠岩)により走向は北東より西南に走り此等の古期岩體は本炭田内に岬角狀島嶼狀を呈せり。炭層を挾有する地層は第三紀層砂岩頁岩礫石の累層より成り中生層及其の以前の岩體の凹地に推横し其の後強大なる横壓力を受け彎曲及斷層を生じ現在の狀態に安定隨所に四紀層

に覆はるゝ所あり。

夾炭層の全厚は實に二千六百米以上に達し其の走向は北々西より南々東に走り、傾斜は炭田の西側に於て東方に十五度乃至三十度を示せど東側に於て逆に轉じ西方に傾斜す。從つて向斜層狀を呈し更に地層の走向に稍斜なる斷層互に平行し其の多くは正斷層をなし西落込なり、然れども嘉穂郡大分村地方に於ては趣を異にして變質岩露出し此れより兩側に向つて背斜構造をなし西方切畑地方の變質岩、花崗岩に接し南方は多數の斷層を伴つて一向斜軸をなせり。以上で大体の地勢地質の一端を窺ひ得た次に本炭田に分布せる各炭層の綜合的一面を各群層を追つて詳述せん。

第二章 炭層

炭層は厚薄總べて等すれば數十種に達す層別分類せば次の如し。

(イ)遠賀層群(ロ)出山層群(ハ)上石層群(ニ)竹谷層群(ホ)本層群(ヘ)大燒層群

(一)遠賀層群 は最上方に有りて千數百尺の間に十數枚の炭層を藏し之れを採掘しつゝある炭坑は折尾中間香月

等附近に沿へる諸炭坑なり。

(二)出山層群 遠賀層の下方約六百尺に位し之を層する炭層の一部は田川郡勾金村及直方市野野附近に現れ居れり。

(三)上石層群 出山層群の下方約千二百尺に位し約二百尺の間に數枚の炭層を藏し田川郡嘉穂郡の南部に發達し諸炭坑にて現在採掘をなしつゝある。

(四)竹谷層群 上石層の下方平均約六百七十尺に位し平均二百尺の間に數枚の炭層を藏す、此の層群は嘉穂郡にては上山田、下山田、飯塚忠隈、二瀬餘田、山野、鞍手郡にては西川筋各炭坑遠賀郡にては海老津炭坑にて採掘を爲しつゝあり。

(五)本層群 竹谷層群より下方平均三百尺の間に本地方に於て最も重要な炭層十數枚を藏し、就中三尺層群と稱す田川、嘉穂、鞍手の主要なる炭坑は主として此の層群を採掘しつゝあり。

(六)大燒層群 本層群の下方平均約三百六十尺に位し本炭田の最下に在るものにして第三紀層の基底を爲せる古

生層岩に接し三百五十尺乃至五百尺の間に數枚の炭層を藏す最下層を砂境層と稱し基底岩より隔たる事僅かに十數尺なり、此の層群の採掘を爲せるは嘉穂郡の豆田、忠隈、芳雄、餘田、二瀬、山田町附近、田川郡にては大峯川崎等に

散在する諸炭坑に依り採掘されつゝあり、嘉穂田川兩郡の南部附近に於て火山岩の影響を受けて無烟炭或ひは燧石等に變質するもの多し。因つて大燒層の名ありと云ふ、上石層群、竹谷層群、本層群、大燒層群互に相接し遠賀郡の西部と鞍手、田川、嘉穂各郡の廣き地域に於て斷層により數帯をなす最東列に屬するものは直方より田川郡内の多數の炭坑によつて採掘され其の西部に併走するものは海老津附近より西川筋、即ち室木驛に沿へる各炭坑宮田、小竹、餘田の各驛附近より小野漆生線に沿へる炭坑及大隈、下山田、上山田驛地方の諸炭坑によりて採掘されつゝあり西列するものは二瀬より飯塚町附近及飯塚、白井驛附近の諸炭坑にて採掘されつゝあり、長尾驛及穂波村附近は一區域をなす。次表は各炭層の連絡表本炭田斷面並に炭柱圖は筑豊礦業會發行の地質圖を参照せられたし。

第三章 炭 質

本炭田の石炭は主として瀝青炭にして粘結性のもと不粘結性のもとあり、外に南部地方に於ては燧石無烟炭に移

化せるものあり。参考上各種炭層の分析表並灰分無しとして純炭分の發熱量を計算にて算出せり。(未完)

遠 賀 郡		炭坑名	層 名	水分	揮發分	固定炭素	灰 分	硫 黄	發熱量	比 重	粘結性	無灰分發熱量
中 鶴 地 方	大 根 土	大 根 土	大根土	五〇・七	三三・三	五〇・〇	八・〇	一・四八	七・三〇	一・三〇	非	八〇・三
			三へ夕尺	九〇・〇	三六・五	五〇・九	三・三	〇・五	六・七八	一・三三	非	七〇・五
			四へ夕五尺	九二・三	三六・三	五〇・四	四・三	〇・四八	六・六〇	一・三〇	非	七〇・三
			高 江	四九・五	四三・〇	四七・七	四・三	〇・五	六・五〇	一・三七	非	六九・六
			四尺上石	三三・五	三六・二	四九・三	八・六	〇・三五	六・四一	非	七二・七	
			上 弦	四〇・五	四三・元	四〇・五	一・四	〇・三五	六・三六	非	七二・四	
			三 尺	五・七	四〇・九	四七・〇	六・五	〇・三七	六・七九	非	七三・三	
			四 尺	三・七	四〇・六	四七・〇	六・四	一・五〇	六・七五	非	七三・八	
			草 上	三・六	四〇・八	四七・三	六・四	一・三	七・〇三	非	七三・八	
			高 江	四・三	四二・七	四八・二	六・四	〇・五	七・〇九	非	七三・六	
大 隈 方 面	高 江	高 江	高 江	四・四	四二・四	四七・九	六・四	〇・六	七・一九	一・二五	非	七六・九
			草石五尺	四・七	三七・二	四七・一〇	一〇・九	〇・七	六・八四	一・三七	非	七九・三
			木石三尺	二・五	三六・元	五三・六	五・四	〇・七	七・八九	一・三五	非	八三・四
大 君 方 面	針 金 三 尺	針 金 三 尺	針 金 三 尺	二・〇	三八・三	四三・三	六・九	〇・八	六・五五	一・三五	微	八二・四
			海老津	二・〇	三八・三	四三・三	六・九	〇・八	六・五五	一・三五	微	八二・四

地 方	芳 雄	地 上 方 山	地 山 方 田	地 平 方 山	嘉 穂	地 方
尺七三編堅 無夕尺石木	三 八 五 尺 尺 尺	四 七 六 八 夕 尺 夕 五 炭 炭	八 五 二 一 番 番 番 番	五 尺	芳 芳 同 下 同 ノ ノ 五 五 谷 (1) (2) 尺 (2)	
一・四六 一・四尺 一・四七 三・〇四 二・八〇	一・五五 一・八一	二・〇六 三・〇九 二・七三 四・二五 二・九一	二・九〇 三・〇〇 三・〇四 三・九七 三・〇七 四・〇六 四・〇七 四・〇八	二・五〇	一・六九 一・〇六 一・〇六 一・〇六 一・〇六 一・〇六 一・〇六 一・〇六 一・〇六 一・〇六	二・〇一 三・五〇 三・九八 三・九八 三・九八 三・九八 三・九八 三・九八 三・九八 三・九八
四一・五三 四〇・〇七 四〇・〇七 四一・八二 四一・八二	三三・〇三 三三・〇三 三三・〇三 三三・〇三 三三・〇三	四二・二一 四二・二一 四二・二一 四二・二一 四二・二一	四三・〇七 四三・〇七 四三・〇七 四三・〇七 四三・〇七 四三・〇七 四三・〇七 四三・〇七 四三・〇七 四三・〇七	四三・〇〇	四八・八五 四八・八五 四八・八五 四八・八五 四八・八五 四八・八五 四八・八五 四八・八五 四八・八五 四八・八五	
四四・五八 四四・六三 四四・六三 四四・六三 四四・六三	四四・八三 四四・八三 四四・八三 四四・八三 四四・八三	四四・三三 四四・三三 四四・三三 四四・三三 四四・三三	四四・八三 四四・八三 四四・八三 四四・八三 四四・八三 四四・八三 四四・八三 四四・八三 四四・八三 四四・八三	四四・〇〇	四八・六四 四八・六四 四八・六四 四八・六四 四八・六四 四八・六四 四八・六四 四八・六四 四八・六四 四八・六四	
一三・四四 一三・八二 一三・八二 一三・八二 一三・八二	一五・二〇 一五・二〇 一五・二〇 一五・二〇 一五・二〇	一五・八一 一五・八一 一五・八一 一五・八一 一五・八一	一〇・九六 一〇・九六 一〇・九六 一〇・九六 一〇・九六 一〇・九六 一〇・九六 一〇・九六 一〇・九六 一〇・九六	一〇・五五	六・八四 六・八四 六・八四 六・八四 六・八四 六・八四 六・八四 六・八四 六・八四 六・八四	
一・三三 一・三三 一・三三 一・三三 一・三三	〇・四〇 〇・四〇 〇・四〇 〇・四〇 〇・四〇	二・四六 二・四六 二・四六 二・四六 二・四六	〇・二〇 〇・二〇 〇・二〇 〇・二〇 〇・二〇 〇・二〇 〇・二〇 〇・二〇 〇・二〇 〇・二〇	〇・〇〇	〇・九八 〇・九八 〇・九八 〇・九八 〇・九八 〇・九八 〇・九八 〇・九八 〇・九八 〇・九八	
六・九四 六・八三 六・八三 六・八三 六・八三	七・三〇 七・三〇 七・三〇 七・三〇 七・三〇	六・六六 六・六六 六・六六 六・六六 六・六六	七・〇九 七・〇九 七・〇九 七・〇九 七・〇九 七・〇九 七・〇九 七・〇九 七・〇九 七・〇九	七・〇〇	七・二五 七・二五 七・二五 七・二五 七・二五 七・二五 七・二五 七・二五 七・二五 七・二五	
一・三二 一・四一 一・三三 一・三三 一・三三	一・三〇 一・三〇 一・三〇 一・三〇 一・三〇	一・三九 一・三九 一・三九 一・三九 一・三九	一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八	一・二八	一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八 一・二八	
// // 良 // 非	// // 普通	// // 微	// // 良	良	// // // //	// // // //
八二六 八三三 八三三 八三五 七九八	八四九 八四九 八四九 八四九 八四九	七六九 七五七 七六二 七六二 七六二	八二二 八二二 八二二 八二二 八二二 八二二 八二二 八二二 八二二 八二二	八〇九	七九七 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六	

吉 限	地 稻 方 築	地 飯 方 塚	地 三井山野
上 八 三 浦 浦 五 尺 尺 田 田 尺 尺 尺 上 上 尺 尺 尺 尺 尺	五 帶 小 海 編 杉 尺 無 石 軍 蝠 谷 尺 尺 三 八 五 五 尺 尺 尺 尺 尺 尺	五 三 七 一 尺 尺 重 枚	杉 磬 漆 // 鴨 谷 下 生 新 生 小 五 五 八 五 尺 船 尺 尺 尺 尺 尺
一・八九 一・三〇 一・六六 一・八一 一・五二	〇・九六 〇・七〇 〇・九六 〇・九六 〇・九六 〇・九六 〇・九六 〇・九六 〇・九六 〇・九六	一・九三 一・六六 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇	二・三三 一・八〇 二・六六 二・〇五 一・八〇 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇
三九・六七 四三・〇四 四三・〇四 四三・〇四 四三・〇四	三八・四四 三五・四二 三五・四二 三五・四二 三五・四二 三五・四二 三五・四二 三五・四二 三五・四二 三五・四二	四〇・五五 三七・五九 四〇・〇〇 四〇・〇〇 四〇・〇〇 四〇・〇〇 四〇・〇〇 四〇・〇〇 四〇・〇〇 四〇・〇〇	三七・八八 三七・二〇 三七・二〇 三七・二〇 三七・二〇 三七・二〇 三七・二〇 三七・二〇 三七・二〇 三七・二〇
五四・七七 五四・六一 五四・六一 五四・六一 五四・六一	四八・二〇 四七・四五 四七・四五 四七・四五 四七・四五 四七・四五 四七・四五 四七・四五 四七・四五 四七・四五	五二・〇一 五〇・三五 五〇・三五 五〇・三五 五〇・三五 五〇・三五 五〇・三五 五〇・三五 五〇・三五 五〇・三五	四七・七三 四七・七三 四七・七三 四七・七三 四七・七三 四七・七三 四七・七三 四七・七三 四七・七三 四七・七三
三・四七 二・九五 二・九五 二・九五 二・九五	二・三〇 二・三〇 二・三〇 二・三〇 二・三〇 二・三〇 二・三〇 二・三〇 二・三〇 二・三〇	一〇・二六 七・九七 七・九七 七・九七 七・九七 七・九七 七・九七 七・九七 七・九七 七・九七	一〇・二五 一〇・二五 一〇・二五 一〇・二五 一〇・二五 一〇・二五 一〇・二五 一〇・二五 一〇・二五 一〇・二五
〇・五六 〇・五八 〇・五八 〇・五八 〇・五八	〇・四三 〇・四三 〇・四三 〇・四三 〇・四三 〇・四三 〇・四三 〇・四三 〇・四三 〇・四三	〇・六三 〇・六三 〇・六三 〇・六三 〇・六三 〇・六三 〇・六三 〇・六三 〇・六三 〇・六三	〇・三三 〇・三三 〇・三三 〇・三三 〇・三三 〇・三三 〇・三三 〇・三三 〇・三三 〇・三三
七・三六 七・三六 七・三六 七・三六 七・三六	七・〇四 七・〇四 七・〇四 七・〇四 七・〇四 七・〇四 七・〇四 七・〇四 七・〇四 七・〇四	七・五二 七・五二 七・五二 七・五二 七・五二 七・五二 七・五二 七・五二 七・五二 七・五二	六・九四 六・九四 六・九四 六・九四 六・九四 六・九四 六・九四 六・九四 六・九四 六・九四
一・七四 一・八三 一・三三 一・三三 一・三三	一・七〇 一・六〇 一・六〇 一・六〇 一・六〇 一・六〇 一・六〇 一・六〇 一・六〇 一・六〇	二・二〇 二・二〇 二・二〇 二・二〇 二・二〇 二・二〇 二・二〇 二・二〇 二・二〇 二・二〇	一・三九 一・三九 一・三九 一・三九 一・三九 一・三九 一・三九 一・三九 一・三九 一・三九
// // 普通	// 強 非 // 強	// // 普通	微 // // 普通
七五七 七六九 七六九 七六九 七六九	八二六 八二六 八二六 八二六 八二六 八二六 八二六 八二六 八二六 八二六	八二九 八二九 八二九 八二九 八二九 八二九 八二九 八二九 八二九 八二九	八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六 八〇六

地方		地方		三井田川		明治	
大峰	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方
伊田八尺 上三三 上部八尺 田川八尺 田川四尺	七重 八尺 磐下五尺 四尺	田川四尺 田川三尺 田川二尺 田川一尺	伊田八尺 川崎無煙 田川八尺 田川三尺 田川二尺	五尺 臭石 尺 尺	五尺 臭石 尺 尺	三〇〇〇 二五〇〇 二〇〇〇 一五〇〇	二五〇〇 二〇〇〇 一五〇〇 一〇〇〇
二二九 一八九 一三五 一〇〇 一五一	三〇四 三〇二 三〇〇 二九九 二九八	二〇七 二〇六 二〇五 二〇四 二〇三	三九八 八六五 四〇四 四〇三 四〇二	五二五 五二〇 五一五 五一〇 五〇五	七五四 七四〇 七三〇 七二〇 七一〇	一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇	六八五〇 六八〇〇 六七〇〇 六六〇〇 六五〇〇
非普通	非普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通
七六九 七六八 七六三 七四二 七四五	七八六 七八四 七八三 八〇二 八〇三	八〇三 八〇二 八〇一 八〇〇 七九九	八四一 八四〇 八三九 八三八 八三七	八三〇 八二九 八二八 八二七 八二六	八三〇 八二九 八二八 八二七 八二六	八三〇 八二九 八二八 八二七 八二六	八三〇 八二九 八二八 八二七 八二六

地方		地方		地方		地方	
漆生	下山田	上山田	地方	地方	地方	地方	地方
五尺 帶無 小石三尺 海軍八尺	杉谷五尺 間三尺 下八尺 下八尺	竹籾八尺 上二尺 杉谷五尺 間三尺 下八尺 下八尺	二尺 竹籾五尺 七尺 六尺 四尺 八尺 下五尺	二尺 竹籾五尺 七尺 六尺 四尺 八尺 下五尺	二尺 竹籾五尺 七尺 六尺 四尺 八尺 下五尺	二尺 竹籾五尺 七尺 六尺 四尺 八尺 下五尺	二尺 竹籾五尺 七尺 六尺 四尺 八尺 下五尺
二二〇 二一五 二一〇 二〇五 二〇〇	二二〇 二一五 二一〇 二〇五 二〇〇	二二〇 二一五 二一〇 二〇五 二〇〇	三〇〇 二九〇 二八〇 二七〇 二六〇	三〇〇 二九〇 二八〇 二七〇 二六〇	三〇〇 二九〇 二八〇 二七〇 二六〇	三〇〇 二九〇 二八〇 二七〇 二六〇	三〇〇 二九〇 二八〇 二七〇 二六〇
普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通
七三九 七三〇 七二〇 七一〇 七〇〇	七三九 七三〇 七二〇 七一〇 七〇〇	七三九 七三〇 七二〇 七一〇 七〇〇	八三〇 八二〇 八一〇 八〇〇 七九〇	八三〇 八二〇 八一〇 八〇〇 七九〇	八三〇 八二〇 八一〇 八〇〇 七九〇	八三〇 八二〇 八一〇 八〇〇 七九〇	八三〇 八二〇 八一〇 八〇〇 七九〇

赤池	豊國		宮尾		峰地										
	五尺	三尺	八尺	四尺	上三	中三	八尺	四尺	上八	新八	上部	上三	上五	大燒	大燒
尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
四・四三	三・五八	四・一八	四・四三	三・七三	三・九三	四・一六	四・一六	四・一六	四・一六	四・一六	四・一六	四・一六	四・一六	一・七	一・七
四・四八	四・八一	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	三・八〇	三・八〇
四・四六	四・九〇	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・七〇	四・七〇
七・四三	八・七	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	〇・五五	〇・五五
七・三六	六・九〇	六・九三	七・三三	七・三三	七・三三	七・三三	七・三三	七・三三	七・三三	七・三三	七・三三	七・三三	七・三三	六・九三〇	六・九三〇
一・二八〇	一・〇〇七	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇
普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通	非	非	非	非	非	普通
七・八三	七・七六	七・九三	七・九三	七・九三	七・九三	七・九三	七・九三	七・九三	七・九三	七・九三	七・九三	七・九三	七・九三	八・三二	七・七六

地方		豊國		宮尾		峰地	
上五尺	下五尺	上五尺	下五尺	上五尺	下五尺	上五尺	下五尺
三・四	三・三	三・九	三・七	四・一	三・八	四・二	三・九
四・一	三・八	四・三	四・〇	四・五	四・二	五・〇	四・七
四・六	四・三	五・一	四・八	五・六	五・三	六・一	五・八
五・一	四・八	五・四	五・一	六・〇	五・七	六・六	六・三
五・六	五・三	六・一	五・八	六・七	六・四	七・三	七・〇
六・一	五・八	六・六	六・三	七・一	六・八	七・八	七・五
六・六	六・三	七・一	六・八	七・六	七・三	八・四	八・一
七・一	六・八	七・六	七・三	八・一	七・八	九・一	八・八
七・六	七・三	八・一	七・八	八・六	八・三	九・七	九・四
八・一	七・八	八・六	八・三	九・一	八・八	一〇・五	一〇・二
八・六	八・三	九・一	八・八	九・六	九・三	一〇・九	一〇・六
九・一	八・八	九・六	九・三	一〇・一	九・八	一一・四	一一・一
九・六	九・三	一〇・二	九・九	一一・〇	一〇・七	一二・三	一二・〇
一〇・一	九・八	一〇・七	一〇・四	一一・二	一〇・九	一二・六	一二・三
一〇・六	一〇・三	一一・三	一一・〇	一二・一	一二・八	一三・〇	一二・七
一一・一	一〇・八	一二・四	一二・一	一三・四	一三・一	一四・七	一四・四
一一・六	一一・三	一二・九	一二・六	一三・九	一三・六	一五・二	一四・九
一二・一	一一・八	一三・四	一三・一	一四・四	一四・一	一五・八	一五・五
一二・六	一二・三	一三・九	一三・六	一四・九	一四・六	一六・一	一五・八
一三・一	一二・八	一四・四	一四・一	一五・四	一五・一	一六・六	一六・三
一三・六	一三・三	一四・九	一四・六	一五・九	一五・六	一七・〇	一六・七
一四・一	一三・八	一五・四	一五・一	一六・四	一六・一	一七・五	一七・二
一四・六	一四・三	一五・九	一五・六	一六・九	一六・六	一八・〇	一七・七
一五・一	一四・八	一六・四	一六・一	一七・四	一七・一	一八・五	一八・二
一五・六	一五・三	一六・九	一六・六	一七・九	一七・六	一九・〇	一八・七
一六・一	一五・八	一七・四	一七・一	一八・四	一八・一	一九・五	一九・二
一六・六	一六・三	一七・九	一七・六	一九・四	一九・一	二〇・六	二〇・三
一七・一	一六・八	一八・四	一八・一	一九・九	一九・六	二一・〇	二〇・七
一七・六	一七・三	一九・九	一九・六	二〇・九	二〇・六	二二・一	二一・八
一八・一	一七・八	二〇・四	二〇・一	二一・四	二一・一	二二・五	二二・二
一八・六	一八・三	二〇・九	二〇・六	二一・九	二一・六	二三・〇	二二・七
一九・一	一八・八	二一・四	二一・一	二二・四	二二・一	二三・五	二三・二
一九・六	一九・三	二一・九	二一・六	二二・九	二二・六	二四・〇	二三・七
二〇・一	一九・八	二二・四	二二・一	二三・四	二三・一	二四・五	二四・二
二〇・六	二〇・三	二二・九	二二・六	二三・九	二三・六	二五・〇	二四・七
二一・一	二〇・八	二三・四	二三・一	二四・四	二四・一	二五・五	二五・二
二一・六	二一・三	二三・九	二三・六	二四・九	二四・六	二六・〇	二五・七
二二・一	二一・八	二四・四	二四・一	二五・四	二五・一	二六・五	二六・二
二二・六	二二・三	二四・九	二四・六	二五・九	二五・六	二七・〇	二六・七
二三・一	二二・八	二五・四	二五・一	二六・四	二六・一	二七・五	二七・二
二三・六	二三・三	二五・九	二五・六	二六・九	二六・六	二八・〇	二七・七
二四・一	二三・八	二六・四	二六・一	二七・四	二七・一	二八・五	二八・二
二四・六	二三・三	二六・九	二六・六	二七・九	二七・六	二九・〇	二八・七
二五・一	二三・八	二七・四	二七・一	二八・四	二八・一	二九・五	二九・二
二五・六	二三・三	二七・九	二七・六	二八・九	二八・六	三〇・〇	二九・七
二六・一	二三・八	二八・四	二八・一	二九・四	二九・一	三〇・五	三〇・二
二六・六	二三・三	二八・九	二八・六	二九・九	二九・六	三一・〇	三〇・七
二七・一	二三・八	二九・四	二九・一	三〇・四	三〇・一	三一・五	三一・二
二七・六	二三・三	二九・九	二九・六	三〇・九	三〇・六	三二・〇	三一・七
二八・一	二三・八	三〇・四	三〇・一	三一・四	三一・一	三二・五	三二・二
二八・六	二三・三	三〇・九	三〇・六	三一・九	三一・六	三三・〇	三二・七
二九・一	二三・八	三一・四	三一・一	三二・四	三二・一	三三・五	三三・二
二九・六	二三・三	三一・九	三一・六	三二・九	三二・六	三四・〇	三三・七
三〇・一	二三・八	三二・四	三二・一	三三・四	三三・一	三四・五	三四・二
三〇・六	二三・三	三二・九	三二・六	三三・九	三三・六	三五・〇	三四・七
三一一	三〇・八	三三・四	三三・一	三四・四	三四・一	三五・五	三五・二
三一・六	三〇・三	三三・九	三三・六	三四・九	三四・六	三六・〇	三五・七
三二・一	三〇・八	三四・四	三四・一	三五・四	三五・一	三六・五	三六・二
三二・六	三〇・三	三四・九	三四・六	三五・九	三五・六	三七・〇	三六・七
三三・一	三〇・八	三五・四	三五・一	三六・四	三六・一	三七・五	三七・二
三三・六	三〇・三	三五・九	三五・六	三六・九	三六・六	三八・〇	三七・七
三四・一	三〇・八	三六・四	三六・一	三七・四	三七・一	三八・五	三八・二
三四・六	三〇・三	三六・九	三六・六	三七・九	三七・六	三九・〇	三八・七
三五・一	三〇・八	三七・四	三七・一	三八・四	三八・一	三九・五	三九・二
三五・六	三〇・三	三七・九	三七・六	三八・九	三八・六	四〇・〇	三九・七
三六・一	三〇・八	三八・四	三八・一	三九・四	三九・一	四〇・五	四〇・二
三六・六	三〇・三	三八・九	三八・六	三九・九	三九・六	四一・〇	四〇・七
三七一	三〇・八	三九・四	三九・一	四〇・四	四〇・一	四一・五	四一・二
三七六	三〇・三	三九・九	三九・六	四〇・九	四〇・六	四二・〇	四一・七
三七七	三〇・八	四〇・四	四〇・一	四一・四	四一・一	四二・五	四二・二
三七八	三〇・三	四〇・九	四〇・六	四一・九	四一・六	四三・〇	四二・七
三七九	三〇・八	四一・四	四一・一	四二・四	四二・一	四三・五	四三・二
三八〇	三〇・三	四一・九	四一・六	四二・九	四二・六	四四・〇	四三・七
三八一	三〇・八	四二・四	四二・一	四三・四	四三・一	四四・五	四四・二
三八二	三〇・三	四二・九	四二・六	四三・九	四三・六	四五・〇	四四・七
三八三	三〇・八	四三・四	四三・一	四四・四	四四・一	四五・五	四五・二
三八四	三〇・三	四三・九	四三・六	四四・九	四四・六	四六・〇	四五・七
三八五	三〇・八	四四・四	四四・一	四五・四	四五・一	四六・五	四五・二
三八六	三〇・三	四四・九	四四・六	四五・九	四五・六	四七・〇	四五・七
三八七	三〇・八	四五・四	四五・一	四六・四	四六・一	四七・五	四五・二

生活刷新運動に就て (下)

福岡鑛山監督局鑛政課 立山方

本運動の特色

(1) 物心両面の生活刷新運動なること。(全面的)

本運動は單なる貯蓄獎勵運動や又何等具体的物質的現れのない單なる精神運動ではない。貯金が二倍になつた三倍になつたと云ふだけではまだ本運動の目的が達成せられた事にはならぬのである。勿論貯金も出來ねばならぬが貯蓄が出來る許りでなく勞務者の思想は健實となり、家庭に於ける生活は勿論怪我災害が減少し勞働力は増大し作業能率もよくなると云ふ様に如何なる困難が來ても大丈夫乗り切れる何處からでも來いと云ふ心構へが全勞務者に出來なければ之の運

は止める譯には行かぬのである。物と心との両面に於ける刷新運動である。

(2) 著しく實踐的運動なること。(實踐的)
凡そ斯る運動は日常性が多分にあるかどうかによつて其の効果も非常に相違があるのである。勿論如何なる精神運動でも實踐の方はどうでもよいと言ふ様な運動はないのであるが之の生活刷新運動は最初から最も「ブラクテカル」な簡単な日常生活の事柄を取りよけて實踐して行く運動である。茲に特色がある。吾人が小説を読んでも日常性の多分にあるものに對しては非常に感激し印象深いのである。

本運動に於ける生活刷新班の申合事項は極めて日常性があり吾人の身邊に常に問題を抱へて實行するのであるから極めて實踐的である。

(3) 指導者を中心とする團體運動なること。(團體性尊重)

本運動は實行は一人一人がやつて行くのであるが團體一鑛山全体の運動をしてやつて行くのである。本來人は長年の習慣を改めることは極めて困難である。況や一人でやることは仲々困難である個人的の弱さが常に伴ふものである。

之が團體として全部の者が揃つて之をやること云ふ事になれば非常にやり易いのである。而も之は其の鑛山の名譽にかけて、其の班員全部の誇りにかけて之をやるのである。斯の如く鑛山の名譽にかけて團體的行動を以て實踐するのである

(4) 勞務者の自發的熱意を尊重すること。(自發性尊重)

斯る運動は一般に上から下への一方的命令になり易いのである、下では受身の立場に於て指圖を受けてやつて行く様になり勝ちである。之では充分の効果を得ることは出来ない。効果を擧げるには下から盛り上げる力を必要とする。本運動は各生活刷新班で種々の實行要目を各班員が申合せ決定して實行するのである。

從來個人々々が考へて見た事もない事を各々考へて實行事項を決める。この考へて見ることが極めて意味が深いのであ

つて、之の考へて見る事に自發的熱意が喚起されるのである。各班員に考へさせて決めることは本運動の指導上最も注意を拂ふべき點であつて本運動の白眉である。申合事項は如何に立派であつても班長同志が申合せた事項を班員にやらすのでは効果がない。之では上からの命令であつて班員の自發性は全くふみにぢられて居る。之の點は最も大切である然し班長が班員を集めて何を實行するかを申合せさせ様としても勞務者は何を申合せしてよいか分らぬ様な場合が多いと思はれる。斯る場合に於ては十か二十か皆の生活に即した申合事項の参考の中例を定め之の中から選び出させる方法を採ればよいと思はれる。班員に其の中からどれを選ぶかを考へる一應考へて見る、其處に自發性が起つて来るのである。大部分の鑛山ではよく班長で申合せた事項又は鑛山に於て決めた事項を實行せしめ様として居る向が多い様であるが之では如何にその事項が豪華版であつても上からの申渡となつて班員の自發性が失はれ効果は期待し得ないと思ふのである。之の點今後勞務者を指導する上に於て最も注意が肝要である。

(5) 各事業場及各勞務者の個別的事情を尊重すること。(個別的適合性の尊重)

鑛山の事情は各々其の事情が異つて居るのであつて資本も違ふし、仕事も違ふ、主婦部の事業に對する考へ方も違ひ勞務者にしても出身地が違ふし教育の程度も違ふ。斯る事情の相違は本運動の運用上尊重することが必要である。例へば申合事項中の貯蓄額にしても之の家は今日は病人が出来て余裕がないとか、あの家は子供が大勢でどれ位が適當であるとか種々本人の具体的事情を考へて定める事が必要である。お互班員同志は大體に於てお互の家庭の事情も分つて居るのであるからこの點便利がよいと考へられる。

本運動の大綱

以上記述したるが如く本運動は極めて重要な意味を有するのであるが之を効果的に實踐せしむるためには一定の組織を持たせる事が必要である。

この組織として一應考へられるのが銃後生活指導者を中心とする銃後生活刷新班の結成である。
この組織は相當細胞的に効果を擧げ様と言ふのである。

- (1) 各事業場毎に生活指導者を設置すること。
各鑛山では必ずこの指導者を定めるのである。指導者たるべきものは責任ある地位に立つ人を選定するがよいと思はれる。斯る運動が責任ある最高地位に立つ人が眞先頭に立つことがどうしても必要である。私の方では鑛山長自らが指導者になる事を望んで居る。勿論鑛山長は仕事が多忙であつてこのこと許りにかゝる譯には行かぬのであるが之の仕事には他の人が手傳へばよいのである。唯飽くまでも最高責任が陣頭に立つて居る事を示唆して居る丈で刺激となるのである。

- (2) 各事業場毎に銃後生活刷新班を設置すること。
班は成る可く細胞的に小さく區分した方がよいと思ふのであるが余り小さくなると其の班の班長たるべき人を得るに困難となるから其處は鑛山の事情に應じ班を結成して差支へない。班の單位は社宅別でも事業ヶ所別でも鑛山の都合よきに分割定めて差支へない。

- (3) 各刷新班員は實行要目の申合せを爲し之が實行には相互に切磋琢磨せしむること。
實行要目の申合せに付ては注意すべき點が二三ある。

- (イ) 申合せは必ず班員自身に於て申合せしむる事。
(ロ) 申合事項は班全員にて實行するものに限るの要なく班員中に一人の發願を以て實行すべきものあるときは其の者には特にある事項を實行せしむるも可なりである。唯班員の實行事項が各々バラバラであることは本運動の特色たる團体性より遠ざかる結果となる故之を避けるの要がある。

(ハ) 申合せの中には必ず貯蓄に關する申合せを一項目だけは入れること。

(ニ) 申合事項は多きを要せず總花主義よりも集中主義でやる事が大切である。余り申合事項が羅列的に多數あることは全部實行出来ないこととなり易い故申合せは二つか三つ位に限り實行に重きを置くことが大切であらうと思ふ。

(ホ) 申合せは期限付にする方が効果的であると思はれる何日までも同じ申合事項をやる事は熱意が冷める缺點があるので何月迄とか紀元節までとか今月一杯とか期限をつけて實行せしめる方法を取るがよいと思はれる。毎月申合せを改新して氣分を新たにすることは大切であらうと思ふ。

- (4) 生活刷新指導者を中心とする班長懇談會を開催すること。
班長懇談會は目下の處毎月一回位開くこととして之を指導する様にしがよいと思はれる。

(5) 産業報國會の結成ある鑛山に於ては同會の一事業として本運動をやる事が適切であらうと思ふ。之は前に述べたるが如く本運動と産業報國運動とは其の指導精神が全く同じであるからであり且實際上の指導もその方が便利であると思へるからである。

事業主の施設する實行要目事例及其の注意

(1) 宮城遙拜

之は是非遣る方がよいと思ふ。宮城遙拜は國体觀念を養成する最も基礎的行事の一つであつて各鑛山でも大部分はやつて居るのであるがまだ實行して居ない處も多數ある様である。極く形式的なことではあるが然し國体的行事として一々の作業の中で假令一瞬間でも肅然と襟を正す様な瞬間を持つことは極めて意味のあることである事柄は違ふが貝島の岩屋炭鑛では坑内で鑛夫同志が會つた場合でも互に「御安全に」と言ふ言葉を掛け合つて居るが實に氣持よく朗かである。宮城遙拜は全体行として是非實行したいものである。

(2) 行を中心とする宿泊講習

本運動には班長級(幹部)の人物を作る事が最も大切である。然しこの人を作ることは余程困難なる仕事である。この宿泊講習等は人物養成に最も効果的な方法であると思はれるから是非試みる必要があらうかと思ふ。宿泊講習を全従業員にした爲に事業場の空氣が著しくよくなつたと云ふ様な例は屢々あるのである。勿論一晩や二晩の講習を以て人間が變る筈はないのであるが宿泊講習には豫想外の人格的影響を與へる力がある事は事實である。鑛山に於て集會所の設置ある處では各自分團を持ち込みしめ會場より作業場へ送り作業終了したるときは又講習會場へ迎へる等の方法により講習會を開くことは有意義にして且人物養成上適當であると思はれる。

(3) 時局認識銃後生活刷新に關する講演

(4) 賃金支給日に於ける訓話、成る可く賃金が勤勞報國の結果得たるものなる事を確認せしめ成可く貯蓄をする様勸奨すること。

(5) 獨身鑛夫の収入通知

本人の家族へ通知するのも至極結構であるが勞務者次第では之を厭ふ者もある故個々の事情に應じてすること。

(6) 豫算生活の指導

主婦を通じて豫算生活の指導をする事は極めて大切であると思ふ。豫算生活の樹て方や生活技術の問題等は指導者に相當研究しなければ其の指導は困難であらうが勞務者が豫算生活に馴れるならば余程今の状態は變つて來て鑛山は余程明朗化するであらふと思はれる。豫算生活の指導は其の方法に幼稚な處があつても是非試みて戴きたいものである。

(7) 慶弔に於ける贈答の節減合理化、儀禮の刷新

- (8) 實際の爲の飲食贈答の抑制
- (9) 物資の消費節約並に物資の活用

銃後生活刷新に資する爲の福利施設

勞務の健全生活が出来得る様な生活環境が出来得る限り良くして行くことは本運動所期の目的を達成する上に必要である。之だけでなく事業遂行のためにも必要である。

勞務者が健全生活を爲すための環境を整備してやる事が福利施設である。

(1) 表彰

(2) 不時の用途に充つるための金融方法

(3) 住居施設

(4) 余暇善用

(5) 消費の合理化施設(特に共同炊事場の設置)

(6) 家庭の主婦に對する施設

家庭の主婦に對する施設に全く考慮を拂はぬことは勞務者だけに奮闘を進めるもので之では巧く行かぬと思ふ。どふしても主婦に對する訓練施設を同時に行ふことが必要である。

指導の順序

之から生活刷新の指導を初める場合には次の様な順序で初めて行けばよいと思はれる。

先づ皆の者を集めて生活刷新運動の趣旨を傳へる講演又は印刷物を通じて一應は趣旨を吹き込む之が第一着手である。

鑛山従業員は目より耳から入れる方が効果がある様であるから印刷物は余り感心しない様だ。

次に生活刷新班を適當の大きさに決めて班長會議を開いて種々方針を打ち合せ協議する。次に班長養成をやる傍ら申合事項を各班に決めさせる。

刺激を與へるために宿泊講習、講演會、個別的〇〇慰安會、表彰等の方法で刺激を與へて手を代へ品を代へて遣つて行くのである。其他標語ポスター等の募集をやることも面白いであらう。

其他は各鑛山の事情に應じて適宜やつて行けばよいのである。

希 望

この異動は指導者の地位に立つ人が眞先に垂範の志を以て身を以て衆を引具されることが必要である。宿泊講習でもやる場合首腦部の人が勞務者と一緒に寢起を共にし食事を一緒にし一緒に話を聞く、之が大きな力になるのである。千言万言よりも一の實行、之が總ての人を動かすのである。

今日では最早や勞務者不健全の聲は余り新聞等にも現れて來ない。口の端にも登らない様になつては來て居るが事實は相當に深刻である。鑛夫の不健全生活の結果は生産減出勤率の低下等の悪結果を現はして居る。國防産業の使命を果すためにも勞務者自身を守つてやるためにも之の際どうしても皆が眞劔になつてこの運動に協力する事が必要である。各鑛山でも之の運動は自分自身の問題として取り上げて御努力が願はしいのであります。(終り)

参 考

試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過 (六)

福岡鑛山監督局 星 惣 吉

鑛業法第十條第二項ノ場所 ノ出願ノ處理

圖面調べの際其の出願區域が鑛業法第十條第二項の「陸海軍所轄ノ軍港、要港、火藥製造所、火藥庫及彈藥庫ノ周圍三百間以内並要塞地帯第二區及第三區内ノ場所」なることを發見したるときは直に鑛業法施行細則第十六條の期間内に所轄官廳即ち軍港、要港の周圍三百間以内の場所なるときは鎮守府要塞地帯第二區及第三區の場所なるときは陸軍省(許可申請の證明書は要塞司令部又は其の司令官)の許

可書が提出あるや否やを調査し、未だ其の提出なきも前記施行細則第十六條の期間内なるときは出願人に對し其の書面の提出方を注意し調査當時既に法定期間經過せるものなるときは許可書又は證明書の何れをも提出なきものは鑛業法施行細則第三十九條第四號の規定に依り其の出願全部を却下し(例へば出願區域中僅カニ一部分ノミヲ包含スルニ過ギザルモノトスルモ却下ノ場合ハ總出願區域ヲ全部無効ナラシメ其ノ該當部分ノミ除去スベキモノニ非ズ)若し法定期間中に所轄官廳に達し鑛區設定の許可申請を爲した

るこの證明書が適式に提出せられある場合は更に相當の期限を指定し其の許可書又は許可を受けたることを證する書面の提出を命ずべきである、此の場合其の指定期限内に許可書又は許可の證明書を差出さざるときは鑛業法施行規則第三十九條第三號の規定に依り同則第六條の補充命令に應ぜざるものとして處分すべきものにして第三十九條第四號の規定に依り却下すべきものあらすと解す、何となれば此の場合は一應細則第十六條の手續きは完了せられたるものなれば前記第三十九條第四號の前段には該當せざるべく然りと雖も許可書の提出なきものは其の儘鑛業權を許可するを得ず、之が補充即ち許可書の提出を命令することの法の根據は鑛業法施行細則第六條以外他に該當の規定存在せざればなり尙又前記細則第六條又は第十六條の期限内又は期間中に出願區域の一部の許可書と他の部分の不許可書又は全部の不許可書を提出せられたるときは不許可の區域が出願地全體なるときは其の出願全部を不許可處分すべきは勿論なるも、一部分なるときは其の不許可部分を除去するも殘地が鑛業法第九條の規定に依る面積を有する場合

は鑛區設定の不許可部分のみ試掘出願を不許可し其の餘りの區域に對しては試掘權の許可を爲すべきものにして其の點却下處分の場合と趣を異にするものである。

鑛業法第十條第二項ノ場所 ニ於ケル出願

次に出願人勿論鑛山監督局に於ても出願圖面に表示の通出願區域内には鑛業法第十條第二項の場所を含まざるものと認め處理進行中の處他の鑛區又は出願地との重複關係諸查等の爲施行せられたる實地測量の結果其の出願地内に前記の鑛區設定に關する制限區域を包含すること發見したるときは假令出願後三十日以内に其の許可書又は證明書を提出せざるも直に却下すること無く鑛業法施行細則第十六條の二の規定(前號)に依り相當の期限(二十日若ハ三十日間)を指定し所轄官廳單部(官憲)の許可書の提出を命ずべきである。若し出願人に於て其の指定期限内に軍部官憲の都合に依り提出出來ざるときは提出の出來得る迄指定期限の延長を願出れば何日迄も延長せらるゝものである但し自

己の都合に依る延期は或る期間で打切られ却下處分せらるゝ事がある。本條の場合許可申請したところの證明書を含まざることは第十六條の規定の如く延長を許さざる法定期に非ざるが故で軍部の都合に依る場合は何日迄も期限の延長が出来るから證明書の提出を以て其の命令の効力を失はしむる事が出来ぬ次第である。只數回の期限延長を願出する場合自己の都合に非ずして軍部の都合に依るものなることを證する爲延期願に許可申請の證明書を添附せしむる事あるも此場合は更に延期を許さるべき効果を齎し過ぎず命令の効果を失なはしむるものにあらざるを留意すべきである。尙又自己の出願前其の出願區域中に鑛業法第十條第二項の場所の存在を知りて鑛區設定の許可を受け置きたるに拘らず其の許可書を出願人自身所持し居ればよいので別に鑛山監督局長に提出を要せざるものと誤信し錯誤に因り鑛業出願の際願書に其の書面の添附を遺漏したるものと認むべきものに對しては本條(鑛業法施行細則第十六條ノ二後段)の規定に依り相當の期限(十日又は十四日)を指定し其の書面(許可書ノミヲ指シ、許可申請ノ證明書

ヲ含マス)の提出を命ずべきものである。勿論斯る事實の存在する事を知らず既に鑛業法施行細則第十六條の期間内に許可書又は證明書を提出せざるものとして鑛業法施行細則第三十九條第四號の規定に依り却下處分せられたるものとせば前記事實を證明して其の處分の取消を歎願すべきである鑛業法施行細則第十六條の二の後段の曰く「錯誤ニ因リ其ノ書面ノ添附ヲ遺漏シタルトキ」に付錯誤に因り鑛區設定の制限區域の存在を氣附かざりしときも包含すと解する者あるも當らず何となれば鑛業出願地が鑛業法第十條第二項の場所に以當するに拘らず錯誤に因り之を包含せずと誤信し鑛業法施行細則第十六條の期間内に許可書又は證明書の提出期限を失ひたるときと雖も仍同第十六條の二の適用あるものとせば前記第十六條や同第三十九條第四號前段の規定は死文に過ぎざる事になり、到底斯る解釋に従ふ事能はさればなり。故に第十六條の二の規定は前段は鑛山監督局に於ける實地調査の結果新に發見したる場合後に出願前既に鑛區設定の許可を受けたる場合のみにして他を含まずと解すべきものなるを信す。

形状不適當の試掘出願地

鑛業法施行細則第十七條に曰く「鑛業出願地ノ形状鑛業ヲ爲スニ不適當ナリト認ムルトキハ鑛山監督局長は相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ増減ヲ命ズルコトヲ得」との規定が設けられて在る、其の如何なる形状が鑛業を爲すに不適當なりと認むべきやは事實問題であつて豫じめ抽象的に云々すべきものにあらずと雖も從來の事例の實際に徴すれば、(一)著るしく狭長なる區域、(二)丁字の區域、(三)瓢箪形の區域、(四)八手の葉形の區域、及(五)著るしく銳角を爲す區域若し二鑛區又は夫れ以上の鑛區と爲すべき場所を一鑛區として出願したるもの、如き明かに此の部類に屬するものと謂へ様と思ふ、彼様な區域の選定は常に鑛床の状態等何等考慮するものにあらざるを以て其の是正を要する次第である。

元來鑛區の形状は舊法當時にありては正方形たるを要件とせられたるものなるを新法に於て其の規定を削除せるは鑛區の形状を自由に放任したるものにあらず單に必ずしも四角四面の正方形たるを要せずとの意に外ならずと解すべし

何となれば一方に於て正方形主義を捨てつゝ、他方に於て鑛業法施行細則第十七條の規定を設け鑛業を爲すに不適當なりと認むる出願地の増減を強制的に行はしむる法の精神を探究すれば直に理解し得べきものと思慮す。

故に鑛業の出願を爲さんとする者に此の法の精神を掬み區域を定むる場合は必ずしも正方形たるを要とせず雖も前記事例の如き著しき狭長なる區域(幅員三十間未滿延長百五十間以上)丁字形、瓢箪形、及八手の葉形は勿論三十間未滿の銳角を爲す形状は可成出願前に是正し出願處理の促進に協力せらるゝことを希望する次第であるが萬一斯る形状の出願が提出せられたるときは不當なりと認むる部分につき之が減區出願を命じ其の結果殘地が鑛業法第九條の規定に依る制限面積に滿たざるときは鑛業の價値なきものと認め減區出願の命令を爲さず出願全體を不許可處分爲すべきものである。

前記細則第十七條には増減を命じ得る様規定せられあるも出願人は此の命令を受け出願したる場合鑛業法第二十五條等の如く先願を排除し優先權を有するものにあらざるを以

て全然他人の先願の侵入を許さざる箇所なれば兎も角然らざる限り形状不適當なりと認むる場合増區を命ずることは徒に事件を複雑化せしむるの虞ある爲各局共之を爲さざるもの、如くである尙二區域以上の鑛區を狭長なる帯を以て連絡せしめ出願する者は形状不適當なりと認むる部分に對し減區を命ずる爲當初より數鑛區に分離して出願するに比

し手数料の節約をはかること得べしと雖も之れ明かに脱法行為なれば將來は之が是正せらるゝに至るのみならず現在に於ても斯る不徳漢の出願は取扱者の心證を害し急速處理希望の場合自己の満足を得ざることあるに付特に注意すべきである。(未完)

鑛山監督局ニ於テ行フ分析檢定 及鑑定ニ關スル諸規則

福岡鑛山監督局 兒島芳三

鑛石を發見したる場合は試掘出願に先立ち何鑛に屬するかは先づ鑑定の依頼をせらるべしその書式は

- 一、依頼品 何々
- 二、産地 市町村字

右鑑定及御依頼候也

收入 印紙 鑑定 依頼書

年 月 日

現住所

依頼者 氏 名 印

何嶺山監督局長氏名殿

にして手数料一件につき金二圓の収入印紙(消印せぬこと)を貼付現品と共に提出せらるべし。

監督局にては一應肉眼鑑定の上更に化學反應試験又は顯微鏡試験を行ひ何嶺かを決定す而して鑑定後の礦物の返付は依頼者の希望により之を返付することを得この際に要する送料は依頼者の負擔となる次に目的とする礦物を含有するや否やを試験することを定性分析と稱す此の際は一件一成分につき金二圓一成分を増す毎に金一圓の収入印紙を貼付の上左式により依頼せらるべし。

収入 定性分析依頼書 印紙

- 一、品名 何々
- 二、産地 市町村字
- 三、分析スヘキ成分
- 一、何々

一、何々

一、何々

右定性分析御依頼候也

年 月 日 現住所

依頼者 氏 名 印

何嶺山監督局長氏名殿

但し定性分析依頼書の成分中に金がある時は金一圓を減じ金銀が含まれる時は金一圓五十錢を減す即ち金の定性分析は金一圓に付金銀の定性分析は金一圓五十錢金銅にては金二圓金銀鐵は金二圓五十錢銅鐵となれば割引なしの金三圓と云ふ譯になる而してその時の差出す現品の分量は二百瓦(約五十匁強)以上とすこの際依頼の標品は一切返付せず従つて返付の要あるものは依頼前にその半分を手許に保存せらるゝを便宜とす尙提出量は三百瓦以上なるも萬止むを得ぬ時は嶺山監督局長の許可を得て増減することを得らる定性試験は依頼の多寡により多少相違するも約一週間位にて報告せらる尙前述の如く成分の指定は必ず依頼者に於てせ

ねばならぬ次に含有量の有無(定性分析)にては稼行上の問題とはならぬ故一步進んで何程の含有あるやを試験するには定量分析に依らるべし此の際は一件一成分につき金三圓一成分を増す毎に金二圓の収入印紙を貼付の上次式に依り依頼せらるべし。

収入 定量分析依頼書 印紙

- 一、品名 何々
- 二、産地 市町村字
- 三、分析スヘキ成分
- 一、何々
- 一、何々
- 一、何々

右定量分析御依頼候也

年 月 日 現住所

依頼者 氏 名 印

何嶺山監督局長氏名殿

右の場合に依頼の成分中に金がある場合は金二圓金銀がある場合は金三圓を減す即ち金の定量分析は金一圓にて金の定性分析と同額なれば金の場合のみは定量分析を依頼せられたる方便宜と認めらる金銀の定量分析は金二圓金銀銅は金四圓銅鐵は金五圓と云ふことになる故近頃の依頼者は皆金をつけて定量分析を頼む者が多い即成分銅は三圓の手数料成分金銅も矢張三圓となる従つて監督局は金の分析が非常に増加して居る定量分析の方は成績の報告が定性分析に比して暇取る又分析すべき成分の難易により報告の日取は一定せぬ次に石炭類の比重、發熱量又は礦油の比重粘度凝點沸點引火點は燃焼點等の所謂物理試験に依るものを依頼される場合は檢定依頼書を提出せらるべし。

収入 檢定依頼書 印紙

- 一、品名 何々
- 二、産地 市町村字
- 三、檢定ノ目的
- 一、何々
- 一、何々

一、何々
右検定及御依頼候也

年月日

現住所

依頼者 氏

名印

何嶺山監督局長氏名殿

右検定は每一件金二圓の手数料(収入印紙)にて同時に分析を依頼せらるゝに於ては(例へば石炭の定量分析として灰分硫黄分検定として發熱量の依頼の如き)同一試料を必ず提出せらるべし監督局に於ては成績報告書は一通は交付するも尙必要を認むる場合は複本の請求をせらるべしこの場合は次式に依らるべし。

収入 報告書複本下附願
印紙

何年第何號

右分析(検定又ハ鑑定)報告書何通御下附相成度手数料相添

此段願上候

年月日

現住所

依頼者 氏

名印

何嶺山監督局長氏名殿

而して複本一通毎に金二十錢英文に依る複本は一通毎に金五拾錢の手数料を要す以上にて監督局に於て行ふ分析検定及鑑定に關する諸手續は説明終りたるも試験試料の殘餘に關しては福嶺局に於ては成績報告の日より滿一ヶ年間は保存せり。(完)

商工省新機構要旨

長期建設戦下に於ける軍需省たるの意義を持つ劃期的新機構を整備した商工省では十六日附商工省官制、物價局官制

等關係勅令十一件を公布しこれを實施すると共にこれに伴ふ新陣容擴充の人事異動を發令、戰時商工行政の完遂に向

つて新たなる再出發をなすこととなり八田商相は十六日午前九時より省内高等官全員を新館大會議室に招集、新機構確立に對し一場の訓示を行つたが商工省新機構改正及び商工省分課規程改正中主なるもの左の如し

【商工省官制】

第一條 商工大臣は商工嶺山及び地質並に度量衡及び計畫に關する事務を管理す

第二條 商工省に左の七局を置く

△總務局△嶺産局△鐵鋼局△化學局△機械局△纖維局△監理局

第三條 總務局に於ては物資の生産及び配給の綜合計畫實施その他重要商工政策の綜合調整に關する事務を掌る

第四條 嶺産局に於ては他の所管に關するものを除くの外礦物及金屬に關する事務を掌る

第五條 鐵鋼局に於ては鐵礦及び鐵鋼に關する事務を掌る

第六條 化學局に於ては他の所管に屬するものを除くの外化學工業品その他礦業品に關する事務を掌る

第七條 機械局に於て機械並に度量衡並に計畫に關する事

務を掌る

第八條 纖維局に於ては纖維工業品に關する事務を掌る

第九條 管理局に於ては保險に關する事務、他の所管に屬するものを除くの外商事に關する事務を掌る

第十條 商工省に地質調査所を置き地質調査に關する事務を掌らしむ、地質調査所長は商工技師をもつてこれに充

つ

第十一條 商工省に中央度量衡檢定所を置き度量衡器及び計量器の檢定比較検査及び試験に關する事務を掌らしむ商工大臣は必要と認むる地に中央度量衡檢所の支所を設け中央度量衡檢定所の事務を分掌せしめることを得中央度量衡檢定所長は商工技師次長は商工技師又は商工技師をもつてこれに充つ、商工大臣は必要と認むる地に中央度量衡檢定所の出張所及び中央度量衡檢定所支所の出張所を設けることを得

第十二條より二十四條迄略

附則 本令は公布の日よりこれを施行す、但し第十七條の規程は昭和十四年七月一日これを施行す

臨時物資調整局官制はこれを廢止す

勅令臨時商工省振興部を設定するの件

第一條 中小商工業の統制及び助長、物資需給調整に伴ふ夜業の維持及び轉換その他中小商工業の振興に關する事務を掌らしむるため臨時商工省振興部を置く

第二條 商工省に臨時左の職員をおき振興部に屬せしむ
部長一人、勅任書記官專任二人、事務官專任五人、理事官專任三人、技師專任五人、屬專任卅三人、技手專任十
二人

第三條 商工省に振興部參與をおき部務に參與せしむ、振興部參與は商工大臣の奏請により關係各廳勅任官又は學識經驗あるもの中より、命ぜられたる參與の任期は二年とす、但し特別の事由ある場合に於ては任期中これを解任することを妨げず

第四條 部長は商工大臣の命をうけ部務を掌理す

昭和十三年勅令第六百五十一號はこれを廢止す
昭和十四年六月三十日までは第十二條の規約に拘らず屬は專任二十九人を以て定員とす

勅令燃料局官制中左の如く改正す

第一條中六號を七號として五號を六號とす四號の次に左の如く一號を加ふ

五號 石油及び石炭の生産及び配給に關する事項（以下略）

附則 本令は公布の日よりこれを施行す

勅令貿易局官制中左の如く改正す

第二條中「部長一人」を「部長三人」に「技師專任九人」を「技師專任八人」に「技手專任二十人」を「技手專任十六人」に改正

第三條 貿易局に總務課及び左の三部をおく

第一部、第二部、第三部總務課に於ては人事、文書及び會計に關する事務、貿易行政の連絡調整に關する事務並に他の所管に屬せざる事務を掌る

第一部に於ては市場に係る貿易振興及び貿易調整に關する事務並に貿易振興施設一般に關する事務を掌る
第二部に於ては商品に係る貿易振興及び貿易調整に關する事務を掌る

第三部に於ては輸入計畫の實施に必要な資金計畫に關する事務を掌る

三部の部長は大藏省爲替局に屬する大藏省高等官をしてこれを兼ねしむるものとす

附則 本令は公布の日よりこれを施行す

勅令物價局官制

第一條 物價局は商工大臣の管理に屬し物價統制に關する事務を掌る

第二條 物價局に長官を置く、長官は商工大臣を以てこれに充つ

第三條 物價局に左の職員を置く次長一人（勅任）事務官專任十二人（奏任）うち一人を勅任となすことを得、物價事務官專任七人（奏任）技師專任二人（奏任）屬專任二十五人（判任）技手專任四人（判任）

第四條 前條の職員の外商工大臣の奏請により關係各廳高等官の中より内閣に於て事務官を命ずることを得

第五條 物價局に參與を置き局務に參與せしむ、參與は商工大臣の奏請により關係各廳勅任官の中より内閣に於て

これを命ず

第六條 長官は局務を總理し部下職員を指揮監督し判任官以下の進退を專任す

第七條 次長は長官を輔け職務を掌理する

第八條 事務官は長官の命をうけ事務を掌る

第九條 物價事務官は上官の命をうけ物價の調査及び取締りに關する事務を掌る

第十一條 屬は上官の指揮をうけ庶務に従事す

第十二條 技手は上官の指揮をうけ技術に従事する

勅令高等官官等俸給令中改正略勅令商工物資調整官の特別任用に關する件

商工省物資調整官はその職務に必要な學識經驗を有するものうちより高等試験委員の證考を経て特にこれを任用することを得、前項の規定により任用せられるものには高等官俸給令第四條の規定を適用せず
勅令現役にある陸海軍武官にして商工省物資調整官に專任せられたるもの、分限等に關する件

（略）

勅令昭和十三年勅令第五百四十八號（商工省物價事務官

等の特別任用に関する件）中改正

昭和十三年勅令第五百四十八號中左の通り改正す

「商工省物價事務官を物價局物價事務官」に改む

勅令工業組合事務官の特別任用に関する件

工業組合事務官は三年以上地方産業職制による奏任待遇

の職にありて工業組合に関する事務に従事したるもの、

中より高等試験委員の詮考を経て特にこれを任用するこ

とを得

附則 本令は昭和十四年七月一日よりこれを施行す

【商工省分課規定】

第一條 大臣官房に秘書課、文書課、會計課、調査課及報

道課を置く

第一條一第七條略

第八條 總務局に總務課生産擴充課及び物資調整課を置く

第二條 略

【商工部内臨時職員設置制】

第二條 軍需に供すべき物資の需給の調整に関する事務に

従事せしむるため商工省に左の職員を置く

物資調整官専任八人（奏任）中二人を勅任となすことを得

第三條 商工省及び貿易局に専門委員を置き専門の事項を

調査せしむ、専門委員は商工大臣の奏請により學識經驗

ある者の中より内閣これを命ず

専門委員はその職務に關し知得したる秘密を漏洩するこ

とを得ず

第四條 代用品及び回收資源の利用に関する事務に従事せ

しむるため商工省に左の職員を置き總務局に屬せしむ

書記官専任一人、事務官専任四人、技師専任四人

第五條 商工省に總務局參與を置き時局に緊要なる物資の

需給の調整に関する總務局の事務に參與せしむ

總務局參與は總理大臣の奏請により關係各廳勅任官の中

より内閣これを命ず

第六條より第八條略

第九條 總務課に於ては左の事務を掌る

一、重要商工政策の綜合調整に関する事項

二、國家總動員法企畫の設定及び遂行に関する綜合事務

に関する事項

三、外地及び滿鐵支那その他海外における産業經濟に關

する事務連絡調整に関する事項

四、昭和六年法律第四十號の事項に関する綜合事務に關

する事項

五、科學管理方法その他産業合理化に関する事項

七、製糸の單純化に関する事項

八、資源研究指導機關の連絡統制に関する事項

九、他課の主宰に屬せざる事項

第十條 生産擴充課に於ては左の事務を掌る

一、生産力擴充に関する綜合事務に関する事項

二、代用品に関する綜合事務に関する事項

三、工業研究獎勵に関する綜合事務に関する事項

四、國産振興に関する事項

五、臨時資金調整法の施行に関する綜合事務に関する事

項

六、會社利益配當及び資金融通令の施行に関する事項

第十二條 物資調整課に於ては左の事務を掌る

一、物資の需給調整に関する綜合事務に関する事項

二、資源の回收に関する綜合事務に関する事項

第十二條 鑛産局に地質調査所の外鑛政課、産金課、産銅

課及び非鐵金屬課を置く

第十三條一十六條略

第十七條 鐵鋼局に製鐵課、調整課及び特殊鋼課を置く

第十八條一第二十條略

第二十一條 化學局に無機課、有機課及び合成課を置く

第二十二條一第二十四條略

第二十五條 機械局に中央度量衡檢定所の外一般機械課、

輸送機械課及び精密機械課を置く

第二十六條一二十八條略

第二十九條 織維局に總務課、綿業課、羊毛製品課及び人

造織維課を置く

第三十條一三十三條略

第三十四條 監理局に總務課、生命保險課、損害保險課、

取引課及び商事課を置く

第三十五條一三十九條略

第四十條 振興部に總務課商業組合課、工業組合課、施設課及び金融課を置く

第四十一條 總務課に於ては左の事務を掌る

一、中小商工業の統制及び助長物資の需給調整に伴ふ産業の維持及び轉換その他中小商工業の振興に關する諸般の調整に關する事項

二、工業の地方化に關する事項(その他略)

第四十二條 四十三條略

第四十四條 施設課に於ては左の事務を掌る

一、物資需給調整に伴ふ産業維持及び轉換のため必要な技術指導に關する事項(以下略)

【燃料局分課規程】

第一條 燃料局に左の部課を置く

總務部 總務課、企業課

第一部 油政課、人造石油課

第二部 資源課、利用課

石炭部 炭業課、調整課、監督課以下十條まで略

【貿易局分課規程】

第一條 略

第二條 第一部に市場第一課、市場及び施設課を置く

第三條 市場第一課に於ては左の事務を掌る

一、市場に關する貿易の綜合計畫の設定に關する事項

二、アジア北米、及びソ聯に關する事項

第四條 市場第二課に於ては左の事務を掌る

一、ヨーロッパ、アフリカ、大洋洲及び中南米に關する事項

第五條 略

第六條 略

第六條 第二部に機械金屬課、化學農水産課、纖維雜貨課及び検査課を置く

第七條 十條 略

第十一條 略

第十二條 第三部に資金第一課及資金第二課を置く

第十三條 略

【物價局分課規程】

第一條 物價局に左の部課を置く

第一部 總務課、企畫課

第二部 價格第一課、價格第二課

第一條 第一部總務課においては左の事務を掌る

一、物價統制に關する諸般の調査に關する事項

(外略)

第三條 第一部企畫課においては左の事務を掌る

一、物價統制に關する事項(外略)

第四條 第二部價格第一課に於ては纖維工業品化學工業品

機械並に金屬及びその製品に關する價格の統制に關する事務を掌る

第五條 第二部價格第二課に於ては木材燃料食料品その他

他課の主宰に屬せざる物品に關する價格の統制に關する

事務を掌る。

日滿支石炭聯盟定款案

第一章 總 則

第一條 本聯盟ハ會員協和聯繫シテ日滿支ニ於ケル石炭業ノ共存共榮進歩發達ヲ圖リ以テ興亞ノ大業ニ寄與スルヲ目的トス

第二條 本聯盟ハ社團法人日滿支石炭聯盟ト稱ス

第三條 本聯盟ハ本部ヲ東京ニ、支部ヲ新京、北京及上海

ニ置ク但シ必要ニ應ジ其他樞要ナル都市ニ支部又ハ出張所ヲ置クコトヲ得

第四條 本聯盟ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、日滿支ニ於ケル石炭需給計畫ノ樹立並ニ之ガ實施ニ關シ關係官廳ノ諮問ニ應ジ又ハ建築ヲナスコト

二、日滿支ニ於ケル石炭ノ移輸出ニ關シ關係官廳ニ協カシ之ガ供給ノ確保又ハ配給ヲ調整ヲ圖ルコト

三、前各號ノ事業ヲ爲スニ必要ナル事項其他日滿支ニ於ケル石炭ニ關スル諸般ノ調査研究ヲ爲スコト

四、定期又は臨時ニ會報其他ノ刊行物を發行シ日滿支ニ於ケル石炭ニ關スル事情ノ紹介並ニ知識ノ普及ヲ圖ルコト
五、會員相互ノ親睦並ニ關係業者又ハ關係諸団体トノ連絡協調ヲ圖ルコト
六、其他本聯盟ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事業

第五條 本聯盟ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

第六條 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ理事會ノ決議ニヨリ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 會 員

第七條 本聯盟ノ會員ハ左ノ通りトス

- 石炭 鑛業聯合會 朝鮮石炭組合聯合會
- 昭和石炭株式會社 南滿洲鐵道株式會社
- 互助會石炭株式會社 滿洲炭礦株式會社
- 北海道石炭同交會 日滿商事株式會社
- 宇部 鑛業組合 北支那開發株式會社
- 常磐炭礦聯合會 中支那振興株式會社
- 佛印炭配給統制組合 常磐無煙炭同業會

興中公司株式會社 樺太 鑛業會
山東鑛業株式會社 臺灣炭業組合
開源炭販賣株式會社
新ニ本聯盟ニ加入セシトスルモノアルトキハ評議員總會ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス

第八條 團體會員ニシテ法人格ヲ有セザルモノハ其代表者ノ名義ニテ加入スルモノトス

第九條 各會員ハ三箇年毎ニ前一曆年間ニ於ケル(一)送炭又ハ販賣數量、若クハ(二)其統制スル石炭ノ送炭又ハ販賣數量ニ應ジ評議員ヲ選出シ代表トス

前項ニ於テ一會員ノ送炭數量ト他ノ會員ノ販賣數量ト重複スルトキハ重複數量ノ半額ヲ以テ兩會員夫々ノ評議員數決定基準數量トシテ計算スルモノトス

評議員數決定ノ基準數量ハ理事會ニ於テ決定スルモノトス

第十條 前條ノ評議員數ノ決定ハ左ノ方法ニ依ル
一、評議員數決定基準數量百萬噸迄ハ評議員一人
二、百萬噸ヲ超ユル數量ニ付テハ二百萬噸増毎ニ一人ヲ加フ

第十一條 會員ハ會費トシテ前一曆年間ニ於ケル(一)送炭又ハ販賣數量、若クハ(二)其統制スル石炭ノ送炭又ハ販賣數量ニ應ジ別ニ定ムル割合ニ依ル金額ヲ齎出スルモノトス

前項ニ於テ一會員ノ送炭數量ト他ノ會員ノ販賣數量ト重複スルトキハ重複數量ノ半額ヲ以テ兩會員夫々ノ會費金額決定基準數量トシテ計算スルモノトス

第十二條 會員退會セントスルトキハ一箇月前ニ其ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ本聯盟ニ申出ヅベシ

前項ノ申出アリタルトキハ本聯盟ハ評議員總會ノ決議ニ依リ許否ヲ決定ス

第三章 役 員

第十三條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會 長 一名
二、副會長 若干名
三、理 事 若干名
四、監 事 若干名

第十四條 理事及監事ハ評議員總會ニ於テ評議員中ヨリ互選ス

第十五條 會長及副會長ハ評議員總會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ選任ス

第十六條 會長、副會長及理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ二ケ年トス但シ任期滿了スルモ後任者ノ選任ニ至ル迄ハ其職ニ在ルモノトス

補缺ニヨリ就任シタル會長、副會長、理事又ハ監事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十七條 會長ハ本聯盟ヲ代表シ會務ヲ統理シ、評議員總會、理事會ノ議長トナル

第十八條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

第十九條 理事ハ理事會ニ於テ本聯盟ノ重要ナル事項ヲ審議シ決議ニ從ヒ會務ヲ執行ス
第二十條 監事ハ財産並ニ業務執行ノ狀況ヲ監査シ其他法令ニ定ムル事項ヲ行フ
第二十一條 本聯盟ニ常務理事ヲ置ク事ヲ得

常務理事ハ評議員總會並ニ理事會ノ決議ニ從ヒ會務ヲ執行ス

第二十二條 會長ハ評議員總會ノ推薦ニヨリ顧問ヲ委嘱スル事ヲ得

第二十三條 會長ハ評議員總會ノ推薦ニヨリ日滿支ノ政府當府關係官ヲ參與ニ委嘱スル事ヲ得

第二十四條 本聯盟ニ職員ヲ置キ事務ニ從事セシム

第四章 會 議

第二十五條 評議員總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス
通常總會ハ毎年四月會長之ヲ召集ス

臨時總會ハ必要アル場合ニ會長之ヲ召集ス

第二十六條 評議員總會ノ召集ハ一ヶ月前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ各評議員ニ通知スル事ヲ要ス

但シ總會出席者ノ同意ヲ得タルトキハ豫メ通知ヲ爲サザル事項ト雖モ總會ノ議ニ付スルコトヲ得

第二十七條 左記事項ハ評議員總會ノ決議ヲ經ル事ヲ要ス

一、定款ノ變更
二、第四條ノ事業ニ關スル重要事項

三、業務報告、財産目錄、貸借對照表及豫算決算ニ關スル事項

四、資産ノ處分ニ關スル重要事項

五、會費ニ關スル事項

六、理事及監事ノ選任及解任

七、入會、退會

八、解散及解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分

九、其他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十八條 評議員總會ニ於ケル決議ハ出席評議員全員ノ同意ヲ經ルヲ要ス評議員ノ表決權ハ一人一箇トス

第二十九條 評議員ハ代理人ヲ以テ表決權ヲ行フコトヲ得此場合ニハ其代理權限ヲ證スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十條 理事會ハ必要ニ應シ會長若クハ常務理事之ヲ召集ス
理事會ニ出席シ得ザル場合ハ代理人ヲシテ表決ヲ行ハシム

ムルコトヲ得

但シ代理人ハ理事ニ限ル

理事又ハ其代理人ノ表決權ハ一人一箇トス

第三十一條 左記事項ハ理事會ノ決議ヲ經ル事ヲ要ス

一、評議員總會ニ提出スベキ議案

二、定款、同施行細則其他諸規程ニ關スル重要事項

三、石炭需給調整並ニ移輸出ニ關スル事項

四、臨時評議員總會開催ニ關スル事項

五、其他理事ニ於テ必要ト認メタル事項

第三十二條 理事會ノ決議ハ出席理事全員ノ同意ヲ經ルヲ要ス

監事ハ理事會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得、但シ議決ニ加ハル事ヲ得ズ

第五章 會 計

第三十三條 本聯盟ノ資産ハ會費、寄附金其他ノ財産トス

第三十四條 本聯盟ノ經費ハ會費、資産ヨリ生ズル收益其他ノ收入ヲ以テ支辨シ其ノ剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ又ハ

本聯盟ノ資産ニ繰入ル、モノトス 以上

附 則

第三十五條 本聯盟ノ設立委員ハ左ノ通りトス

石炭礦業聯合會

代表者 松本健次郎

同 茂野吉之助

昭和石炭株式會社

互助會石炭株式會社

常磐無煙炭同業會

代表者 氏 名

樺太礦業會

代表者 氏 名

朝鮮石炭組合聯合會

代表者 氏 名

日滿商事株式會社

北支那開發株式會社

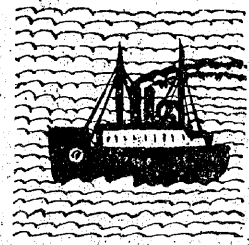
第三十六條 設立委員ハ設立委員會ニ於テ本聯盟設立ニ關スル諸般ノ手續ヲ執行ス

第九條第三項ノ評議員數決定基準數量ハ最初ノ一回ニ限

設立委員会ニ於テ之ヲ決定ス
第二十五條ノ評議員總會ハ最初ノ一回ニ限り設立委員会
之ヲ招集ス

第三十七條 第五條ノ事業年度ハ第一年度ニ限り本聯盟設
立ノ日ヨリ昭和十五年三月三十一日迄トス

第九條第一項ノ評議員ヲ改選スベキ三箇年ノ期間ハ最初
ノ一回ニ限り昭和十七年三月三十一日迄トス第十六條ノ
會長、副會長及理事ノ任期ハ最初ノ一回ニ限り昭和十七
年三月三十一日迄トシ、監事ノ任期ハ同シク昭和十六年
三月三十一日迄トス
以上



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋

倫敦市況は相變らず保合の商狀を續けてゐる。本邦中心
の各航路も別に變化なく辛うじてライナーを消化するの
みで船腹は有利な近海に調集してゐる。是は時局柄放棄
出來ない所である。然らば海運による國策に副ふ外貨の
獲得は船腹と近海との甚だしき運賃の開きより邦船の遠
洋配船の余地無きを以て結局外國船を備船し之を外國港
間に配船し、或程度の外貨を殘し併せて遠洋地盤の確保
を企圖する以外方法なしと見られて居る。

ロ、近海

石炭、雜貨、礦石の大量出廻りで船腹需要は旺盛なれど
市況は標準率の勵行で變化少し、たゞ天津租界問題の解
決する迄は同航路の小形船數十隻は一時他方面に配船の
余議無きに至るべく之が現在の小型船拂底を或程度緩和
するだらうと思はれる。

ハ、石炭

出炭は各地共旺盛なれど既約物の積取で船腹不足の爲新
規の商談は閑散を極めてゐる。運賃は標準率に支配され
釘付状態である。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京濱	四・八〇	四・八〇
川崎	五・五〇	五・五〇
伊勢灣	四・三〇	四・三〇
大阪川入	三・五〇	三・五〇
敦賀	四・三〇	四・〇〇
仁川	五・五〇	五・二〇

(六月十五日迄の海運特報に據る)

二、帆船運賃

帆船運賃は出炭の漸増に伴ひ強調なれど例年の通り季節
的影響で下向きとなり若松—大阪間は前月に比し十二
錢方の下落となつてゐる。七月も多少値下りを豫想され
る。

六月若松協定運賃表

福岡縣若松回漕商業組合
(單位一噸ニ付)
仕向地 運賃 前年同期 仕向地 運賃 前年同期
和歌山縣

由良	三・九	三・六	和歌山	四・六	三・六
大阪府					
樽井	四・九	三・七	吉見	四・九	三・七
佐野	四・九	三・七	岸和田	三・八	三・六
堺	三・四	三・九	大阪	三・四	三・四
兵庫縣					
尼ヶ崎	三・四	三・四	西ノ宮	三・四	三・四
神戸	三・四	三・四	洲本	三・四	三・四
明石	三・三	三・〇	江井ヶ島	三・三	三・〇
二見	三・三	二・八	別府	三・三	二・八
高砂	三・一〇	二・五	會根	三・一六	二・八〇
木場	三・〇	二・六	飾磨	三・〇	二・六
網干	三・〇	二・六	那波	二・六	二・三
相生	二・九	二・五	赤穂	二・九	二・三
岡山縣					
片上	三・〇	二・六	牛窓	二・六	二・五
鹿忍	二・九	二・五	岡山	三・四	二・六
岡山入	三・四	二・九	宮ノ浦	三・四	二・六
幸西	三・三	二・六	小串	二・五	二・三
彦崎	三・元	二・五	宇野	二・五	二・三
玉崎	二・五	二・五	日野	二・五	二・三
田ノ口	二・六	二・五	味比	二・六	二・三
玉島	二・八	二・五	笠野	二・六	二・三

廣島縣	三、五	福山川入	三、〇
福山	二、九	因ノ島	二、〇
鞆	二、〇	糸崎	二、〇
尾ノ道	二、〇	竹原	二、四
三原	二、〇	吳	二、九
阿賀	二、四	宇品	二、四
廣島川入	二、五	今津川入	二、四
山口縣	二、〇	小松島	三、四
岩國	二、〇	高松	二、六
三田尻	一、九	坂出	二、六
徳島縣	三、五	多度津	二、三
徳島	三、五	觀音寺	二、六
撫養	三、四	愛媛縣	二、六
香川縣	二、六	川ノ江	二、六
小豆島	二、六	新居濱	二、六
林田	二、六	今治	二、六
丸龜	二、六	堀江	二、六
觀音寺	二、六		
愛媛縣	二、六		
川ノ江	二、六		
新居濱	二、六		
今治	二、六		
堀江	二、六		

三津濱 二、四 長濱 二、四
 宇和島 二、六 八幡濱 二、六

- 備考
- 一、各地行共二五〇噸以上ハ上記運賃ヨリ貳貳錢引キノ事
 - 二、各地行共陸下ノ瀨取ハ上記運賃ヨリ貳參錢引キノ事
 - 三、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際節分ケスルモノハ上記運賃ヨリ貳參錢増シノ事
 - 四、補助帆船並ニ發動機船積雜貨運賃率ハ本表ノ(貳制)増シノ事
 - 五、指定仕向ケ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二番以上ノ積揚ゲニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申受ケル事(重量嵩物ハ其都度協定スル事)
- 但シ壹港ニテモ貳ケ所以上積揚ゲニナル時モ同ジ(運賃ハ歩合ニテ上下五月分ヨリ十二錢下)

彙報

石炭全面統制

切符案と需給協議會案が對立
 石炭の全面的配給統制實施は喫緊の要事として商工省では目下之が具體案の作成を急いでゐるが、はたしなくも物資調整局の切符制案と燃料局の需給調整協議會設置案との對立を見るに至り八田商相の裁斷が注目される、即ち物資調整局の切符制案は、
 一、現行の石炭配給統制規則を改正して原料炭のみならず非原料炭にも切符制を實施する
 一、従つて切符發行指定團體を昭和石炭のほか互助會其他配給統制團體全部とする
 であるに對し燃料局案は、
 一、物資調整局にある石炭生産及び配給統制協議會を改組し中央に官民より成る需給調整協議會を設置し各府縣にも地方需給調整協議會を設置する
 一、即ち中央需給調整協議會は各關係官廳

産業別の需要量

燃料局、府縣別に調査
 燃料局では別項の如く中央、地方石炭需給調整協議會を設置し石炭の全面的統制を圖るべく鋭意これが具體案作成を急いでゐるがその基礎資料として各府縣別に産業別石炭需要調査を行ふことになり各機關を通じて調査中である

保護坑夫緩和 雇傭統制手心

労働充足策に福嶺局の要望

嶺山方面に於ける勞務者の不足は相當深刻を極め折角の増産計畫遂行に支障を招いてゐる實情に徴し厚生省でも勞務者募集並に婦女子の入坑制限緩和を考慮することになり先づ嶺山に於ける勞力不足の實情を聴取すべく福岡嶺山監督局へは横尾事務官が十九日出張、監督局よりは大要左の如き事情を述べ厚生省の善處方を要望した。

婦人並に滿十六歳以下の少年にして勞働を許可されてゐるもの管内で七千人、中約六千人が現在勞働に従事してゐるが、婦女子の入坑は炭層薄き個處に於ける坐掘並に殘炭整理に限られてなり、斯くては男子の勞働力不足補充することには困難なので可及的速かにこれら婦女子の健康保持に差支へなき範圍内に於ける入坑制限の緩和並に許可人員の増加を計られたし更に勞務者募集においては監督局では文書をもつて各嶺山側を援助し嶺山側においても募集従事を常置して縣當局より一定期間に何名かを限つて許可を受け得てゐるが、これらの方法では勞務者を必要だけ集め得るに困難なので従來の勞務者募集取締規則の制限緩和を計られる

ならば近く實施される答の賃金統制と相俟つて徒らに股賑工場に勞務者を奪はれることなく自ら礦山側の募集難も解消されるであらうなほ半島人勞務者の移入が考慮されてゐるが當局としては出來得べくんば内地人のみで所要勞力を充たして行きたいと思つてゐる

遠賀川の汚濁

洗滌装置陳情

五市長と七縣議

北九州五市の飲料水に使用される遠賀川の水は最近石炭増産のためその洗滌により汚濁甚だしくここに傳染病流行期を控へて關係局では對策に頭を悩ましてゐるが、十二日關係五市長および同地方選出の野上、山本、江藤、吉田、竹内、田中、清水の七縣議らは福岡礦山監督局を訪問して現在大辻炭礦で使用してゐる道元式洗滌装置の結果が良好なのにかんがみ關係地方の炭礦全部に同様装置を至急實施せしめられたいと陳情したが、さらに福岡縣警察部長お

び縣土木部當局に同様陳情して引揚げた

日發の石炭自給

別會社を創立

日本發送電では自家用の火力用燃料炭の供給は昭和石炭、互助會の契約では將來不安であり發電計畫の圓滑なる遂行にも支障することになるので電氣廳では日本發送電の石炭自給を計畫中でその具體案は左の如し、資本金五千萬圓乃至一億萬圓の別會社を創立、炭礦基地を滿洲とし、北支方面に發展採掘と積取配給を一貫的に行ふに會社設立の一切の準備は三ヶ年計畫で進め十六年度末迄に事業開始、現在發送電の所要額は年間約五百萬圓弱であるが、三年後に六百五十萬圓に増加するものとして此の半額三百萬圓程度の自給を目標とする

農村用石炭の配給の統制か

農林省が必需量調査

農林水産用として從來使用されつつある石

炭は、乾薪および製糸用をはじめ農村加工用など一ヶ年約二百萬噸に達すると推定されるが農林省では石炭需給關係の逼迫にかんがみこの供給を確保するため特別の配給統制を行ふこととして農村用必需數量の調査をはじめた農林省の方針としては

石炭配給の中樞機關たる昭和石炭會社を供給者とし、これをして農村用石炭の必需量を必ず提供せしめ適當なる農林團體をしてその系統機關を通じて各地方に配給せしめんとするものである

なほ商工省燃料局でもこれが配給統制を考慮中であるからいづれ兩省間に折衝があるであらうが、農林省では農村工業用石炭は全部全購聯に配給統制を行はしめる意向であるらしい

炭業労働者減る

二月の日銀労働統計

日銀調査十四年二月分労働統計(大正十五年基準)は左の通り
 農林省労働人員指數は二三五にして前月に比し〇・七%の上伸を示した、今重

要業種別に前月との比較を見るに重工業及び化學工業方面は相變らず高調を續け雜工業亦總じて上昇を示したが、纖維工業方面は引續き落調を辿り、又礦山業に於ては石炭業方面の低下せるため指數は前月に比し〇・五%の落調を告げた
 次に賃金情勢は民營工場、礦山業を通じて定額、實收共夫々上騰を告げたが、就中民營工場定額は人員増に拘らず上昇を示した

(一)民營工場

指數別	二月	前月を前年同月とする指數
◎労働人員指數	100.7	101.9
(一)事業別指數		
紡績業	96.9	96.8
織物業	95.3	95.0
染色整理業	100.2	92.2
組物編物業	95.0	92.8
機械製造業	106.1	101.0
船舶製造業	101.3	101.1
車輛製造業	104.9	101.1
器具製造業	101.8	101.0
金屬品製造業	101.1	101.4
窯業	94.0	92.1

(二)地方別指數

京濱地方	101.8	101.2
阪神地方	110.5	105.5
名古屋地方	100.7	111.6
北九州地方	101.0	105.8
其他	95.8	105.0
◎労働賃金指數		
定額賃金	101.1	102.4
實收賃金	101.0	111.1
(一)男工賃金指數		
定額賃金	101.0	102.7
實收賃金	101.1	103.0
(二)女工賃金指數		
定額賃金	10.4	107.7
實收賃金	101.0	111.0

(備考) 總指數及び地方別、男女別の各指數には製糸業を含まず

(二)礦山

◎労働人員指數	99.5	113.6
專業別指數		
金屬礦業	100.1	103.7
石炭礦業	92.2	115.5
石油礦業	101.1	106.2
◎労働賃金指數		
一工當り賃金	101.4	115.8
一人一日當り賃金	101.8	117.4
(一)男礦夫賃金指數		
一工當り賃金	101.5	116.2
一人一日當り賃金	101.8	117.7
(二)女礦夫賃金指數		
一工當り賃金	100.4	111.0
一人一日當り賃金	100.4	115.1

石炭の共販會社

業者福岡に設立

直接炭礦と取引してゐる福岡市内及び粕屋郡の石炭卸商廿氏は八日午後一時から博多商工會議所に協議會を開き商業組合結成を

異議なく可決し、業者を主體にする石炭共販會社を福岡に創設することとなつた、定款その他はまだ發表されないが、この共販會社の假事務所は博多築港口添田商店階上に既に開設され、事務員一名をおき開店準備に忙殺されてゐる。

因に共販會社は既に若松市に合同石炭株式會社があり博多の業者も之に参加してゐるが福岡市に共販會社設立により業者の便益は大なるものがあり期待されてゐる。

まづ來年度分 珽春炭業に折衝

發送電、石炭獲得腐心

日本發送電社は火力發電を營業の主體としてゐるので石炭不足ならびに炭價昂騰の折柄石炭問題が現在ならびに將來のものつとも大きな問題となり電氣廳ならびに發送電會社ではこれが對策を研究してゐるが、來年度分からは出来るだけ外地資源移入の方針をとり、東滿洲珽春炭業から年五十萬噸獲得の折衝が進められてゐるのは注目されるすなはち

發送電會社昭和十四年度の所要石炭五百萬噸はこのほゞ昭和石炭はか石炭業者との間に交渉がまとまつたが、來年度からは水、火力設備の建設工作進むにつれて年々五十萬噸づつ石炭需要量を増加する豫定となつてゐる、しかして内地産石炭はすでに各方面の需要によつて手一ぱいであり新規増加分は當然これを外地に求めねばならぬが、外地までまた滿洲國朝鮮自體の生産力擴充のためなかく餘剩を生じ得ない實情にあり

しかして今回發送電會社が折衝を進めつつある珽春炭業は東滿洲、滿洲炭坑の共同出資で滿洲國の石炭統制外にある一會社であるが、同社より購入する時は山元値段トシ當り十二圓見當、運賃も内地揚げ十六圓見當となり現在の炭價より甚だしく低廉となり得る事情にもあるので、電氣廳、發送電會社では石炭問題の永久策は一先づ別として來年度分としてこれが折衝に腐心してゐるわけである。

滿洲國の日本 炭坑視察團 筑豊炭田視察

滿洲國官商合併神戶炭坑會社日本炭坑見學團團長陸軍砲兵中佐栗田重太郎氏、團員炭坑勤務主任香月友成氏、鐵務科長クラウチヨフ・アイエ氏、探礦技士ゴルブ・フ・マイ氏同クリシタリイ・アエス氏、機械士ベテリニ・エル・エム氏、通譯徐玉混氏一行十二氏は二十一日來直油屋旅館に一泊し二十二日市役所を訪れ勝野市長不在のため郷原庶務課長に挨拶を述べ飯塚方面炭坑見學に赴いたが一行は六月一日迄筑豊炭田の視察をなし二日歸國の豫定である。

礦業 專門學校を設置

直方か飯塚に

滿洲技術員協會が

友邦滿洲國の礦業陣營確立を目指して將來を期待されてゐる日滿技術工養成所經營の技術員養成所は現在秋田と今春直方市に開校を見た九州日滿鐵工技術員養成所の二ヶ所で、専ら若き技術員の養成に努めてゐるが、今回これと別個に滿洲技術員協會が直方、飯塚两市にづれかに中等學校卒業生約百名を收容する礦業專門學校を新に設置するといふ新計畫が直方市の養成所視察に赴

いた日滿技術工養成所理事長で滿洲技術員協會、關口八重吉博士によつて齎され多大の關心が拂はれてゐる。

すなはちこの專門學校は直方、秋田の技術員養成所が工業學校程度で將來滿洲國の資源開發の第一線に起つが、これでは十分なる技術陣の確立は期し難いので專門學校を設けて高級技術員を養成し陣容の擴充強化を計らんとするものである。これに對し九州日滿鐵工技術員養成所では

滿洲技術員協會が專門學校を設置すれば現在直方の養成所敷地十分餘裕があり、かつ教官も充實してゐるため養成所内に併置することが最も理想的であらう。

發送電の石炭

三案で解決に

日本發送電會社では本年度使用炭五百廿萬噸の手當として約五十萬噸を本年四月業務開始と共に既設電力會社より前年繰越分を引継ぎ二百萬噸は昭和石炭より残りはその他より購入することに決じてゐるが、將來

の自家用炭確保を如何に處理するかの問題については既に同社設立前より電氣廳において對策考究中のところ目下大體次の三案を以て之が解決に臨まんとしてゐる、即ち

その第一案は滿洲國を石炭基地となして三ヶ年計畫を以て資本金一億圓の石炭汽船會社の設立を圖り之には發送電常務監事竹内實久治氏が中心となつて働いてゐる模様である、又之とは別に外地炭の輸入計畫を進め滿洲國、北支、樺太、朝鮮等に物色してゐるが既に昨年末には藤井電氣廳第一部長もこの問題を提げて滿洲國へ出張してゐる程で商工省でも外炭の輸入には内地炭のそれとは異なり炭價統制にも幾分の手心を加へる意向を示してをり既に發送電會社が毎年増加する使用炭量の増加の二分の一は滿洲國に仰ぐ方針である。

右二案は何れも外地に需要地を求め將來の大計として具體化を圖られてゐるが、更に目前の自家用炭手當としても國內炭礦の資本的支配にも乗出し既に九州方面の礦業者とも二、三交渉を行ひつゝある模様で結局は互助會系その他アウトサイダーとの間に

語が進められるものと見られる。

半島稼働者の 大量移入實現

筑豊炭田坑夫飢饉對策

全面的勞力不足と災害不安がもたらす募集難のため筑豊炭田各坑は深刻な坑夫飢饉に悩まされ石炭増産の大きな支障となり大手筋の筑豊礦業會および石炭互助會はその唯一の打開策として半島出身稼働者の大量移入、禁止となつてゐる婦人の入坑許可を當局に要望してゐるが縣警察部でも半島出身稼働者大量移入のほかは窮境打開策はないとの意見に決定、内務省に意見を具申、中央で折衝中であるが結局近く實現するものと見られてゐる、移入されるこれら勞働力は十分な教養と訓練が出来る大手筋炭坑に割當る方針らしいが本問題は從來の勞働國策に大變革を及ぼすものであり成行は注目されてゐる。

炭礦は極樂？

高知縣の視察團がつくり

筑豊地方の礦夫飢饉は豫想以上の熾烈さで

あの手この手も一向に人繰に餘裕が出来ず、大手筋など當局に半島出身者の流入を随情するなど、百万が解決に馬力をかけてゐるが、飯塚職組では昨年から西日本、九州、四國を所長以下幹部總出で、礦夫さんチャイと募集行脚をして来たが、募集ごころが炭礦はいまだに地獄と思つて居る有様に辯明やら宣傳やらで募集ごころではなかつた、それでも昨秋の收穫後徳島から三井山野に押し寄せた季節礦夫が炭礦の至れり盡せりに感服して歸郷、そのうち誰かが二、三百圓のお土産金を持つて歸るし、本社徳島支局の俄礦夫座談會でも炭礦に對する認識是正が發表され、ぼつ／＼四國方面からの礦夫志願が増える傾向にあるときこのほど飯塚職組に耳寄りな話が訪れた、といふのは高知縣安藝郡の青年團長、郷軍分會長、町村長學校校長ら二十名が招待なしの視察に來訪、實地視察で規模の大と待遇の至れり盡せりにビックリ、この分だ、と炭礦志願が續出して醬油揚げが副食物にしてゐる高知の農民など炭礦に永住するといひ出しはせむが、それが心配だと語つてゐた。

大同の分割要求

三菱開發を辭退

優良礦區争ひ表面化

北支の石炭開發は六アロックに分轄して行はれることになり既に内地石炭需給に鑑み可及的速かなる開發を要する製鐵用原料炭の中興炭礦區は三井礦山、井陘炭礦區は貝島炭礦が開發に當り着々増産計畫を進め六河溝區の開發は三菱礦業が擬せられてゐたが三菱礦業はこれを辭退し成行は重視されてゐる、即ち

三菱礦山としては北支に突出す以上中興井陘の如く内地にとつて重要性ある炭礦發開に當る意圖を有し其他の炭礦に對しては氣乗り薄である爲め結局、大同炭或は中興炭礦區に分轄を要求することになる模様である、しかし既に三井礦山と決定してゐる中興炭礦の分轄は見込みなく結局は尨大なる礦區である大同炭礦區の分轄を要求することになるべく漸く優良礦區の争奪戦は表面化しアロック開發の映陥を暴露してゐる。

主要幹線擴張

石炭輸送を充實

本年度改良工事決る

鐵道省では十四年度工務關係改良工事の指定を決定、十八日附を以て各地方局所へ令達したが指定方針は國防及び生産力擴充計畫に對應し車輛増備と相俟つて輸送力増強を骨子としたもので主たる要項は左の如くである

- 一、現在工事中のものは繼續すること
 - 二、軍事輸送設備の強化のため新たに東海道線(大津、京都間)山陽線(吳、海田市間)北陸線(富山田、刈屋間)に線路を増設し稻澤、廣島操車場を擴張して輸送力の強化を期す
 - 三、石炭輸送施設として室蘭線の線路を増設し若見澤及び東室蘭驛改良、小樽及び室蘭港の船積設備の擴張を圖り北海道炭の増産に備へる一方若松及直方驛を改良し筑豊炭炭車の操車能力増進を期し、新に九州東海岸刈田に石炭船積設備を新設し、戸畑及び若松の荷役緩和を圖る
- 以上の諸工事は何れも十六年度完成の豫定

となつてゐる、右改良費の各局所轄當は左の如くである(單位千圓)

局所名	豫算額
東京	1,004
名古屋	1,101
大阪	8,404
廣島	8,333
門司	4,236
新潟	11,035
仙台	1,233
札幌	3,246
東京改良事務所	4,006
大阪改良同	6,234
下關改良同	11,031
東京電氣同	2,233
熱海建設同	2,233
岐阜建設同	1,233
長岡建設同	6
秋田建設同	1,233
熊本建設同	1
工務局	200
計	56,671

第五回交通調整特別委員會

鐵道省では廿日第五回交通調整特別委員會を開催するが、今回は東京市側の意見を聴取する豫定で、市當局としては帝交通統制の具體策として、公營公有案を主張するものが見られてゐる。

眠る炭坑續々復活

三井礦業、田川礦業の休止炭礦が福礦局に試鍾願を提出

直方市では往年の炭都再現を目指しかれて三井明治その他關係方面に市内休止炭礦の復活運動を行つた結果、明治礦業所は既報の如く中泉の休止炭礦を復活近く一千人の礦夫さんを移住せしむべく計畫中であるがさらに三井田川礦業所でも中泉本洞礦を復活することになり二十九日直方署を経て福礦局監督局宛に六月十日から一ヶ月間同所の試鍾願を提出した

これで市多年の要望たる往年の炭都も近く再現し鐵工都市と相俟つてますます市の發展が期待されるに至つた

互助會系炭山

六千人募集

二十九日午後一時から互助會系各炭山勞務主任會を若松本部會議室に於いて開催炭礦坑夫從屬員の不足並に今後擴充に伴ふ充員につき全般の狀況を待寄り協議の結果凡そ六千人の新規募集の急に迫られてゐるのでこれが對策を種々懇談引續き礦業報國運動促進強化を申合せて同五時散會

北支炭業、鐵鋼

開發案決定

大體日支折半出資で北支那開發では監宮谷理事がこのほどから現地に赴き子會社設立案につき華北ならびに蒙疆連絡部その他協議中のところ、炭業ならびに鐵鋼部門については具體案の大綱を次のごとく決定、可及的速かにこれが

設立にせりかゝることもなかつた

炭業部門 炭業についてはこれまで中興山東、磁縣、井陘、太原、大同プロックの炭礦會社を設立する方針に一應落つてゐたところ、中興と大汶に炭田を包含してゐた中興プロックを別々に分離し結局七プロックに編成替して資本は日折半主義のもとに日本側は北支開發會社と左のやうな資本系統との合作で炭礦會社を設立する方針である

△中興プロック―資本金二千五百萬圓、三井礦山

△井陘プロック―資本金二千萬圓、貝島炭礦

△太原プロック―資本金五百萬圓、大倉礦業

△大原口プロック―資本金千五百萬圓、三菱礦業

△磁縣プロック―資本金ならびに炭業費本系統についてはなほ未定であるが、貝島明治礦業などが考慮中で資本金は一千萬圓程度

△山東プロック―現在の山東礦業を増資擴充することになつてゐるが具體的にはなほ研究中

△大同プロック―資本金は六千萬圓となつてゐる

であるが資本ならびに技術系統を滿鐵にするかどうかは目下折衝中
右に見るやうに北支炭礦經營については三井、三菱、貝島、大倉系資本が相競つて進出することになつた

鐵鋼部門 鐵鋼部門については差當り鐵礦採掘と製鐵事業とは別個の會社を設立することに基本方針を決定し、鐵鋼については蒙疆法人、龍烟鐵礦會社(資本金二千萬圓)、製鐵事業については石景山(生産能力日産二百五十噸)太原(日産百六十噸)兩製鐵所(陽泉はしばらく除外)をもつて華北鐵鋼(資本金一千萬圓)設立することになつた、しかし將來純鋼一貫の本格的製鐵會社を設立する場合には龍烟鐵礦と華北鐵鋼は合併することに諒解が成つてゐる

なほ華北鐵鋼の資本は支那側、北支開發のほかに日鐵、大倉が参加することになるものと見られてゐる

量質に世界的

大同炭田調査成

埋藏量實に四百億噸

蒙疆三大資源の一たる石炭を無盡蔵に藏する大同炭田の調査については蒙疆聯合委員會で最近三年計畫を以つて調査を開始し目下これを續行中であるが、最近調査の結果炭田が量質ともに世界に冠絶する大炭田なることが判明したので同委員會産業部では二十六日調査の結果につき左の如き發表を行つた

蒙疆聯合委員會産業部發表 大同炭田は目下三年計畫で委員會において調査の結果により同炭田の埋藏量についても從來の推定を遙に凌駕する埋藏量を有するのみが炭質においても從來の風説を裏切り同炭が製鐵用炭に絶對不可缺の強粘結性炭として而も直接液化、完全ガス化並に石炭合成法の何れの液化法にも完全なる適應性がある性能を兼ね備へたることを判明し、同炭田が量質ともに世界的大炭田なることが立證された

一、埋藏量 現在調査完了した礦區は六プロック(一プロック十二平方呎)であるが調査の結果最近に至り從來の炭層の下層に更に八層の炭層の在ることが發見された、この新炭層の廣さは二百十五プロ

ックでもし一プロックの埋藏量が約二億噸とすると大同炭田の總埋藏量は從來の定説百二十億噸を遙に凌駕し少くとも四百億噸と推定され、而も某權威者の説によると新炭層の下にはなほ黄河に及ぶ炭層が存すると云はれこれが確認されれば大同炭の埋藏量は正に無盡蔵と云ふべきである

一、採炭進捗状況 目下の採炭進捗状況をみるに先づ保普炭坑の狭軌條は去る廿二日を以て廣軌條取替へが完了日産千五百噸の採掘が可能となり労働力も充分あれば六月下旬豫定通り千三百噸の炭が可成となる、次に本年度の計畫によつてゐる白洞村鎮の開發も續々進捗未定純白洞村鎮間のレール敷設も來月二十日頃ま

では完成することとなり日産五百噸の増産を見る豫定である、その他各坑の採掘進捗状況を見るに大同に於るコールカッターは一臺當り一千噸の能力發揮可能となり現在二臺の増設を各方面に手配中で五臺を増設すると大同だけで日産五千噸出炭は勞力の増減に影響なく可能の見込である

九州水力電氣株式會社

本會記事

◎重役會並理事會

六月二日直方市開月に於て會社重役並理事、互助會理事會開催。野上、武内、久恒、藤井、末吉、金丸、中島、山本、三崎、木曾、田籠、西本、有江、各重役、松尾、上田、和才、柵瀬、各理事出席左記議題に付審議せり。

- 一、朝鮮移出炭數量に關し(全國總數量)燃料局より示達に付協議の件
- 二、日本發送電株式會社納炭契約に關する件
- 三、東邦炭價問題に關する件
- 四、東邦炭坑關係鐵道省納炭及日發會社納炭に關する件
- 五、上京中炭價問題並に石炭増産に對する商工大臣との會見願未報告
- 六、移輸出炭に對する決算の件
- 七、肥前支部に關する件

- 八、副社長、副會長選任に關する件
- 九、寄附行爲に關する件

- (イ) 現地皇軍へ恤兵品寄贈の件
- (ロ) 小倉陸軍傷病兵慰安所設置費寄附の件
- (ハ) 其他

六月十七日日本社會議室に於て重役理事會開催。武内專務、木曾、三崎、橋上、犬丸、田籠、久恒(代)、北代(代)、西本(代)、各重役、和才、柵瀬、西田(代)、各理事出席。左記諸件に就き審議せり。

- 一、増産法に基き會員炭坑隣接鑛區讓渡若くは鑛區増減に付各坑提出の申請書を本省に進達するものに付協議の件
- 二、現在稼働者の就業歩合及保健の實績を事變前と對照し

對策決定の件

- 三、日滿支石炭聯盟へ加入に關する件
- 四、東邦炭坑に關する上京經過報告
- 五、日發納炭追加契約に關する件
- 六、故吉田翁記念事業に關する件
- 七、故金丸前會長銅像建設に關する件
- 八、賃金統制令に基く鑛山賃金委員會委員選定の件
- 九、寄附行爲に關する件
- 十、カーバイドの配給に關する件

◎所屬炭坑勞務主任協議會

五月二十九日日本社に於て所屬炭坑勞務主任者協議會を開催し勞務充足並鑛業報國會結成問題等に付協議せり。出席者四十八名

◎鑛業權者並坑長會

六月五日日本社に於て所屬炭坑鑛業權者、坑長會議開催。出席者五十名本社武内專務より時局石炭増産計畫は國策に順應し萬全を期するの要ある旨説明併て増産法に基く隣接鑛

區の分割讓受並稼働者就業歩合低下に對する對策に關し種々協議を遂げたり。

◎鐵鋼材統制互助會協議會

鐵鋼材統制互助會協議會第三回地方部會左記の通り開催、福岡鑛山監督局より久保係官の臨席あり、協議會より赤司主任、淺川、石橋、早間、岩崎出席せり

部會名	日時	會場
嘉穂部會	五月廿二日 午前 十時	飯塚市 東町區 公會堂
田川部會	五月廿二日 午前 十時	後藤寺町 筑豊鑛業鐵道株式會社
遠賀部會	五月廿三日 午前 十時	直方市 直方商工會議所
西川部會	五月廿四日 午前 十時	福岡市 博多商工會議所

協議事項

- 一、鐵鋼材制當に關する件
- 二、屑鐵蒐集に關する件
- 三、線材製品に關する件

- 四、カーバイドに關する件
- 五、十四年度炭礦用ゴム靴需要豫想再調査の件
- 六、其他炭礦用資材に關する件

増産法ニ基ク石炭鑛區分割
讓受ニ關スル陳情書ト、カ
ーバイト申請書

本會に於ては六月十七日の重復會理事會に於て増産法に基き會員炭坑の隣接鑛區分割讓受若しくは鑛區増減につき各坑より提出の申請書を本省に進達することにつき協議決定したるを以て左の如き陳情書を野上會長より八田商工大臣に提出した。尙ほカーバイト申請書は武内專務より中村福岡鑛山監督局長宛に申請書を提出した

昭和十四年六月十六日

石炭鑛業互助會
會長 野上辰之助

商工大臣 八田嘉明閣下

増産法ニ基ク石炭鑛區分割讓受ニ關スル陳情書

謹啓 陳者弊會所屬炭坑中現在ノ施設機構ヲ以テ増産計畫ニ基キ隣接鑛區分割又ハ讓渡ニ關シ技術的調査ノ結果別紙

明細書ノ通り海老津炭坑外十九坑ニシテ關係者協定成立ノ上六年産額百餘萬噸也ノ増産計畫確立可致條條時局増産ヲ絕對必要トスル折柄特別ノ御詮議ヲ以テ増産法ニ基ク御裁定相願度茲ニ各坑別關係書類相添此段奉陳情候 拜具
追而本件隣接鑛業權者ニ對シテハ是レ迄數度當事者間ニ交渉ヲ重ネ居リ候モ或ハ既ニ拒絕セラレ或ハ遲々トシテ時日ヲ遷延セラレ協定極メテ困難ノ實情ニ有之候條申添候

總括

一、申請炭坑數 二〇坑

一、讓渡又ハ分割希望坪數計 三、五八九、四八二坪

一、申請炭坑現在年産額計 一、〇六三、一〇一噸

一、増産年産額計 初年度 七六〇、三四八噸
次年度 一、三三〇、一五〇噸

右申請鑛區中ニハ炭層大部分ノ採掘ヲ了シタルモノ或ハ隣接鑛區トノ關係上採炭不能ノ已ムナキニ至ル炭坑アリ之等ハ現在出炭額ヲ維持シ得ズ逐年出炭減ノ現象ニアルモノ右數量中ニハ之ヲ見込ミアラズ該數量ヲ加算スルトキハ差引更

ニ相當額ノ増産量ヲ見込ミ得ベシ

昭和十四年六月十五日

福岡縣若松市本町二丁目
互助會石炭株式會社
專務取締役 武内禮藏

福岡鑛山監督局長 中村幸八殿

カーバイト申請書

謹啓 陳者弊會社所屬炭礦中ノ坑夫内ニハ作業用ノ照明ニアセチレン燈使用トキヤツプランツ使用ノ二種アリ、別表ニ示ス通りアセチレン燈使用ハ御承知ノ如ク其原料ハカーバイドニ有之時局柄各所屬炭礦ニ於テハカーバイドノ入手全ク至難ニ陥リ作業上ノ不安此上ナク休業爲スノ已ムナキ事情ヲ連日訴へ出ヅルノ實狀ニテ弊會社ニ於テモ全員ヲ總動員シ其都度各所小賣店ニ至ル迄該品購入ニ奔走シ辛フジテ今日迄休業ニ至ラズ之ガ打開策ニ付各取次店等ニ就キ連日交渉連絡ヲ計リ居リ候次第ナルモ時局増産ヲ要スル時機ニ際シ當社所屬炭礦必要量確保致度候
尙配給ハ互助會本社ニ相願度互助會ニ於テハ必要量ヲ各所

屬炭礦ニ配給可致候ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ右實行方御取計ヒ相願度此段別紙明細表相添へ及御願候也 敬具
一、互助會所屬炭礦稼働者別

縣外	計	坑内	
		坑外夫	坑内夫
七、九三	二、〇九七	五、八七	一、一六
四、六五	二、四七五	三、一七	一、三〇
計	一、一六	一、三〇	二、四六

二、アセチレン燈ヲ使用スル坑夫數

總數	備考
全上ニ對スル一ヶケ月ノ坑率	實際使用者數
三、六四八	算定上七、〇〇八トス

三、カーバイド實使用量

使用期間	一人當	使用實人員	トス
一日	三〇瓦 (八〇分)	五、八七	一、七六三 (一、七六三)
一ヶ月分	八七二 (三貫二〇)	一、三〇	一、一三〇 (一、一三〇)
(平均) 二十七	二、三三 (三貫二〇)	一、三〇	一、一三〇 (一、一三〇)
三ヶ月分	六、八四 (六、八四)	四、三〇	一、一三〇 (一、一三〇)

石炭礦業權定

(自昭和十四年四月一日
至昭和十四年五月十日)

福岡鑛山監督局

登錄番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
佐賀 三〇五	杵島郡武雄町東川登村	三六、〇〇〇	住友鑛業株式會社
福岡 六六六	早良郡殘島村地先海面	六五、〇〇〇	松尾隱藏 外一人
同 六六六	柏屋郡志賀島村地先海面	七四、五〇〇	同 上
同 六六六	早良郡殘島村地先海面	七四、五〇〇	同 上
同 六六六	柏屋郡志賀島村地先海面	九三、〇〇〇	同 上
同 六七一	宗像郡津屋崎町勝浦村並二海面	九三、〇〇〇	宇部市小串
同 六七一	遠賀郡遠賀村	三二、〇〇〇	飯塚市立岩
同 六七一	東松浦郡並三海面長崎縣北松浦郡鷹島村地先海面	八五、〇〇〇	宇部市沖宇部
同 六七一	先海面福島村地先海面	四三、〇〇〇	山口縣厚狹郡小野田町
同 六七一	吉敷郡陶村名田島村	四三、〇〇〇	佐賀縣西松浦郡伊萬里町
同 六七一	南松浦郡奈良尾村若松村並二海面	一、〇〇〇、〇〇〇	山口縣厚狹郡厚南村
同 六七一	兒島郡富田村	六九、〇〇〇	同 上
同 六七一	美禰郡大嶺村	九一、〇〇〇	山口縣大津郡深川町
同 六七一	豐浦郡西市町豐田下村	一、〇〇〇、〇〇〇	福岡市藥院蓋入町
同 六七一	東彼杵郡大村町地先海面三浦村並地先海面	九四、〇〇〇	東京市赤坂區新坂町
同 六七一	鈴田村地先海面西彼杵郡大率村地先海面	八三、〇〇〇	直方市直方
同 六七一	遠賀郡芦屋町地先海面岡垣村地先海面	八三、〇〇〇	同 上

同 六七一	同郡岡垣村並二海面	九七、〇〇〇	福岡縣遠賀郡芦屋町	田中新 外一人
長崎 四八三	西彼杵郡松島村並二海面瀬戸町地先海面	五七、七〇〇	長崎市稻佐町三丁目	百合野榮齋
佐賀 三〇七	東松浦郡名護屋村並二海面	二五、七〇〇	福岡市藥院伊福町	安藤 牛吾
山口 三三三	宇部市並二海面吉敷郡西岐波村地先海面	三六、〇〇〇	宇部市沖宇部	山田新松 外一人
同 三三三	宇部市地先海面吉敷郡西岐波村地先海面	六四、〇〇〇	大阪市西淀川區海老江上四丁目	防長炭鑛株式會社
同 三三三	宇部市地先海面	七〇、〇〇〇	宇部市沖宇部	山田新松 外一人
佐賀 三〇八	東松浦郡相知町	八二、〇〇〇	福岡市西職人町	山崎 和三郎
同 三〇八	西松浦郡黒川南波多村	三三、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	山口 峰
同 三〇八	東松浦郡入野村切木村	九八、〇〇〇	佐世保市太田町	篠崎 甚之助
大分 三三〇	日田郡中津江村	五九、〇〇〇	大分縣日田郡中津江村	合谷 亨
熊本 三三二	球磨郡水上村宮崎縣西臼杵郡椎葉村	六四、〇〇〇	東京市澁谷區櫻丘町	古我合名會社
長崎 四八三	西彼杵郡喜々津村伊木力村大草村	三三、〇〇〇	東京市赤坂區新坂町	花田 卯造
同 四八三	北松浦郡中野村紐差村並二海面	六五、八〇〇	長崎市伊勢町	百田久吉 外一人
同 四八三	北高來郡小野村森山村	六六、〇〇〇	大阪市東區北濱二丁目	古川 日出代
福岡 六六六	山門郡瀬高町大和村	九六、〇〇〇	東京市日本橋區室町七丁目	山門炭鑛株式會社
同 六六六	同郡瀬高町	三三、〇〇〇	同 上	同 上
同 六六六	同郡山川村	九〇、九〇〇	同 上	同 上
同 六六六	同郡瀬高町山川村東山村	七六、〇〇〇	同 上	同 上
同 六六六	同郡大和村三橋村	九三、〇〇〇	同 上	同 上
同 六六六	同郡瀬高町東山村	八六、八〇〇	同 上	同 上

山口	厚狹郡小野田町地先海面	六四、〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目	宇部礦業株式會社
長崎	西彼杵郡日見村並ニ海面北高來郡戸石村地先海面	六三、〇〇〇	大阪府東區北濱五丁目	住友礦業株式會社
佐賀	東松浦郡有浦村並ニ海面入野村地先海面	三八、〇〇〇	佐世保市太田町	篠崎 甚之助
同	同郡有浦村	二〇、〇〇〇	同 上	
同	同郡入野村並ニ海面	九七、〇〇〇	同 上	
同	杵島郡朝日村	三三、〇〇〇	同市名切町	草場 淺市
熊本	八代郡高田村	八九、〇〇〇	福岡市住吉	淺山 一二
長崎	北松浦郡星鹿村地先海面御厨村地先海面田平村地先海面	一〇〇、〇〇〇	長崎縣北松浦郡謂川村	福島 久惠
福岡	京都郡久保村稗田村黒田村	九三、〇〇〇	大阪府西區本田町通二丁目	關根林治 外二人
同	宗像郡赤間町鞍手郡笠松村	五二、〇〇〇	福岡市眞砂町	高岡達也 外二人
同	遠賀郡岡垣村地先海面	一〇〇、〇〇〇	直方市直方	野上 泰敬
同	同 上	九二、〇〇〇	同 上	
長崎	西彼杵郡長興村伊木村木浦北村	九〇、〇〇〇	福岡市大名町一丁目	高須 重彦
同	北高來郡西有馬町加津佐町	六九、〇〇〇	同 上	
同	北松浦郡北迎村御厨村	七三、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	北松炭礦株式會社
同	同郡上志佐村	六八、〇〇〇	神戸市神戶區海岸通	新長崎炭礦株式會社
同	同郡今福町調川村	五八、〇〇〇	唐津市唐津	香春礦業株式會社
同	西彼杵郡多比良村地先海面松島村地先海面	九三、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場淺市 外一人
佐賀	東松浦郡有浦村並ニ海面	二七、〇〇〇	佐世保市清水町	高橋 剛男
福岡	遠賀郡岡垣村地先海面	四四、〇〇〇	直方市直方	野上 辰之助

同	田川郡津野村京都郡伊豆原町	五二、五〇〇	福岡縣築上郡三毛門村	内丸茶一 外三人
山口	厚狹郡生田村地先海面	六八、〇〇〇	宇部市中字部	德 永 敏 夫
同	厚狹郡小野田地先海面	二六、〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目	宇部礦業株式會社
同	同 上	九〇、〇〇〇	同 上	
同	同 上	五三、〇〇〇	同 上	
同	同 上	四三、〇〇〇	同 上	
同	同 上	四三、〇〇〇	同 上	
佐賀	同松浦郡山代町並ニ海面伊萬里町地先海面黒川町地先海面長崎縣北松浦郡福島村地先海面	五九、〇〇〇	宇部市小串	沖ノ山炭礦株式會社
熊本	天草郡一町田村	五五、〇〇〇	東京市芝區松本町	原 田 茂 子
同	同 上	六二、〇〇〇	同 上	
長崎	東彼杵郡三浦村鈴田村北高來郡松山村	九七、〇〇〇	福岡市大名町	高須 重彦
同	北松浦郡今福町地先海面	六六、〇〇〇	長崎縣北松浦郡鹿町村	河 内 進
同	鞍手郡山口村中村	三五、〇〇〇	福岡市船町	河 野 政 次 郎
熊本	玉名郡滑石村地先海面高道村地先海面鍋村地先海面	七四、〇〇〇	宇部市沖字部	松 永 勝 藏
長崎	東彼杵郡彼杵村並ニ海面	九六、〇〇〇	福岡市大名町一丁目	高 須 重 彦
同	北高來郡練早町長田村	九五、〇〇〇	同 上	
福岡	粕屋郡宇美町	一五、〇〇〇	飯塚市立岩	株式會社 麻生商店
同	遠賀郡遠賀村岡垣村	八七、〇〇〇	同 上	
山口	厚狹郡厚狹町	一三、〇〇〇	東京市目黒區櫻番町	武元忠義 外一人
同	同郡小野田町	三三、〇〇〇	福岡縣田川郡伊田町	熊谷 平治兵衛
同	厚狹郡高千帆町地先海面厚狹町地先海面小野田町地先海面	八八、〇〇〇	東京市京橋區銀座三丁目	大濱炭礦株式會社

大分	宇佐郡横山村長峰村	1,000,000	宇部市冲字部	西村 萬平
長崎	西彼杵郡平島村並二海面	96,000	唐津市唐津	本村 土太郎
福岡	三浦郡大野島村大川町川口村佐賀縣大詔間村	63,700	東京市日本橋區室町二丁目	三井礦山株式會社
長崎	西彼杵郡松島村並二海面多比良村地先海面	87,500	佐賀縣杵島郡武雄町	草場淺市 外一人
福岡	八女郡笠原村	70,000	下關市關後地村	豐 永 敵
山口	厚狹郡万倉村	94,800	山口縣厚狹郡萬倉村	中村 雅輔
熊本	天草郡本村	176,000	熊本市北千反畑町	木村清孝 外一人
同	同郡坂瀬	62,000	佐世保市白岳町	月岡 義雄
長崎	西彼杵郡大草村伊木力村並二海面	95,200	東京市赤坂區新坂町	花田 卯造
福岡	嘉穂郡稻築村飯塚市	177,200	福岡縣嘉穂郡二瀬町	寺島利喜造
佐賀	東松浦郡值賀村並二海面	54,500	佐世保市太田町	篠崎 甚之助
同	同村名護屋村並二海面	92,000	同 上	同
同	同郡北波多村西松浦郡南波多村黒川村	92,500	佐賀縣杵島郡武雄町	山口 峰
同	西松浦郡南波多村黒川村	154,800	同 上	同
熊本	天草郡宮津村龜浦村早浦村並二海面	94,000	若松市梅ヶ江町五丁目	花田 勇作
福岡	京都市中津村地先海面築上郡八津田村地先海面	62,100	東京市目黒區綠ヶ丘	井上 貞市
同	築上郡八津田村地先海面	52,800	同 上	同
同	京都市神田村今川村黒田村	1,000,000	大阪市西區本田通三丁目	關根林治 外二人
熊本	芦北郡田浦村	62,000	鹿兒島市平町	中島新之助 外一人
長崎	佐世保市並二海面	33,000	佐世保市谷郷町	田川 熊吉

山口	厚狹郡厚南村厚東村	102,000	宇部市中字部	竹中 輔義
同	豐浦郡西市町豐田前村	68,000	同市冲字部	竹中 雪藏
同	同 上	52,000	同 上	同
福岡	遠賀郡芦屋町地先海面	1,000,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
同	若松市遠賀郡芦屋町並二海面	52,100	同 上	同
佐賀	小城郡南多久村東多久村杵島郡江北村	52,500	同 上	同
福岡	福岡市地先海面	56,000	東京市麴町區大手町二丁目	日曹礦業株式會社
同	山門郡三橋村瀬高町	92,000	同市日本橋區室町二丁目	山門炭礦株式會社
同	三浦郡田口村蒲地村田代村	92,000	同 町	三井礦山株式會社
同	同郡蒲地村木佐木村田口村	177,000	同 上	同
長崎	北高來郡小野村森山村有喜村	96,000	宇部市中字部	正司恭助 外一人
同	北高來郡有喜村森山村山野村	92,200	同 上	同
同	西彼杵郡野田村地先海面高濱村地先海面	82,500	熊本市新銀治屋町	中村 敬親
同	北高來郡戸石村藤村古賀村	62,000	長崎縣北松浦郡小佐々村	末吉俊重 外二人
同	西彼杵郡香嶋村並二海面	62,000	宇部市冲字部	山田新松 外一人
同	北高來郡小長井村佐賀村藤津郡大浦村並海面	62,800	佐世保市山縣町	中村 禎一
佐賀	藤津郡大浦村長崎縣北高來郡小長井村	33,000	長崎縣北松浦郡小佐々村	松本 治郎
同	東松浦郡湊村並二海面	62,100	佐世保市太田町	篠崎 甚之助
同	同郡有浦村切木村	62,000	同 上	同
長崎	北高來郡大正村守山村並二海面	92,000	佐世保市今福町	木寺善止 外一人

福岡 七七	京都郡今川村泉村	1,000,000	大阪市西區本田通二丁目	關根林治	外三人
同 七六	同郡泉村枝郷村	500,000	同 上		
同 七五	同郡點田村稗田村久保村	400,000	同 上		
同 七四	同郡仲津村地先海面	1,000,000	東京市目黒區綠ヶ丘	井上 貞一	
同 七三	浮羽郡姫治村御幸村	400,000	福岡市船津町	久垣得郎	外一人
山口 七二	厚狹郡厚狹町	600,000	山口縣厚狹郡小野田町	久野 東一	
佐賀 七一	藤津郡嬉野町長崎縣東彼杵郡彼杵村	600,000	福岡市大名町	高須 重彦	
同 七〇	西松浦郡東山代村	600,000	福岡市大名町	高須 重彦	
同 六九	杵島郡日石町福富村北有明村	500,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	大伊萬里炭礦株式會社	
同 六八	三養基郡上峰村神崎郡三田川村	300,000	福岡市船津町	久垣得郎	外一人
同 六七	神崎郡城田村神崎町西郷村	300,000	佐賀縣杵島郡武雄町	山口	峰
長崎 六六	東彼杵郡鈴田村大村町並海面	1,000,000	同 上		
同 六五	同郡彼杵村並ニ海面	900,000	福岡市飛石町一丁目	松尾長藏	外一人
同 六四	同郡鈴田村北高來郡本野村	900,000	同市大名町二丁目	高須 重彦	
佐賀 六三	佐賀郡金立村久保泉村	900,000	長崎縣北松浦郡中里村岳野免	岩崎士太郎	外二人
同 六二	同郡春日村高木瀬村金立村	900,000	福岡市西職人町	山崎 和三郎	
同 六一	杵島郡福富村白石村江北村	600,000	同 上		
山口 六〇	厚狹郡生田村	700,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	東杵島炭礦株式會社	
熊本 五九	天草郡志岐村	400,000	下關市奥小路町	長尾 敏 敦	
		400,000	福岡縣嘉穂郡穰波村小正	大塚七太郎	外三人



炭界日誌

才津原生

五月十六日(火)晴

△商工省は石炭不足に對して、特定炭坑の集中増産方針を採るべし、と各紙報導した。

△現在の三重炭價を是正すべく、標準價格の改正、配給統制規則の擴充が叫ばれて來た。

五月十七日(水)晴

△直方市に大掛りな石炭盜掘が行はれ、福礦局直方支所では活動を開始した。

△北海道探礦株式會社(資本金五十万圓)は愈々設立の運びに至つた。

五月十八日(木)晴

△本社、武内專務、八田商相、小金局長と懇談した。

△瀬戸陶業地方石炭飢饉の爲、愛知縣井上商工課長は上京

して當局に陳情をした。

△福岡縣礦工聯合會評議員會、縣廳で開催され本會より風戶主事出席。

六月十九日(金)晴

△坑夫爭奪防止の爲、石炭礦業聯合會に於て、坑夫の募集を行ふべしと云ふ案が出た。

六月二十日(土)晴

△婦人稼働者入坑に就き大手筋方面でも、下準備を行つてゐる。

△福岡縣廳に於る、礦害復舊期成會總會に本會より山下出席。

六月二十一日(日)晴

△炭坑夫不足の匡救策として、政府では半島労働者の集團

稼行を承認するものと見らるゝに至つた。

△厚生省、岩永事務官、新山野炭坑の視察を行つた。

五月二十二日(月)晴

△福嶺局では勞働力不足を解消せんが爲職業紹介所の積極的支援を要請し、尙募集方法に再検討を加へることになつた。

△帝國鑛業株式會社設立委員會第二次總會を開き、事業目錄等決定した。

△福岡縣鑛工聯合會主催、殉職者慰靈祭並に永年勤績者善行者表彰式舉行、本會より山下、正野出席。

五月二十三日(火)晴

△門鐵局では筑豊線路の増設、軌條の交換等を大々的に行ひ筑豊炭の輸送力増進を計ることになつた。

五月二十四日(水)曇

△東邦電力が樺太炭田開發に乗出した。

五月二十五日(木)晴

△福岡縣土木部より筑豊の管内炭坑に對し、微粉炭流出防

止の適當なる方法を講ずるよう警告を發する事になつた

五月二十六日(金)晴

△日本發送電は石炭需要量の半ばを自給し、電力料金を低廉ならしむべく、外地炭田買収の計畫を樹てた。

五月二十七日(土)晴

△本年度佛印炭輸入量は七十萬噸となる見込。

五月二十八日(日)晴

△飯塚測候所はガス爆發と氣象との關係によつて「ガス爆發の起り易き日」を豫斷すべく研究に着手した。

△新手法炭鑛業報國會發會式を舉行、本會より正野出席。

五月二十九日(月)晴

△本社會議室に於て、各炭坑勞務主任協議會開催、坑夫充足對策並に鑛業報國會に關して協議を遂げた。

△福嶺局鑛政課長榎本勝造氏本日付本省に榮轉、新課長は榎本謹吾氏に決定す。

五月三十日(火)曇

△本社武内專務上京中の處、本日歸社、歸來談を發表した
五月三十一日(水)晴

△北樺太石炭確保に關し本日勅令を以て補助金を交付することになつた。

六月一日(木)晴

△若松港協定運賃本日決定發表、前月より十二錢値下げである。

△京大化學研究所では鐵燐煤による石炭液化に成功、期待されてゐる。

六月二日(金)晴

△直方開月に於て本社重役會理事會を開會、會長社長代理に山本平八氏就任さる。

六月三日(土)晴

△飯場廢止に伴ひ遠賀郡某炭坑の坑夫不穩の色が見えてゐる。

六月四日(日)晴

△本社、取締役藤井伊藏氏上京。

六月五日(月)晴

△本會主要炭山代表者を招集して増産法に關する協議會を開催した。

△武内專務、木會、有江各重役要務を帯びて本日上京した

△鑛山機械用鐵配給協議會、本日創立總會を開催。

△鑛害復舊期成會協議會、山下出席。

六月六日(火)晴

△若松市内石炭商店員の修養機關として炭友會が近く誕生することになつた。

△鑛業報國聯盟結成打合會、風戸主事出席。

六月七日(水)晴

△福嶺局への分析依頼は本年に入つて、本日現在既に千件を突破、鑛山熱昂揚を物語つてゐる。

△福嶺局後藤寺支所落成式、風戸主事出席。

六月八日(木)曇後雨

△若松市二島の日産高松新坑工事は着々と進捗して既に坑夫住宅は完成した。

六月九日(金)曇後晴

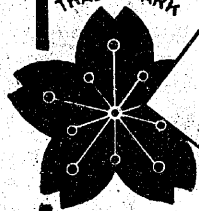
△宇部職業紹介所では季節坑夫獲得と移動防止に積極的に動き出した。福嶺局飯塚支所落成式、正野出席。

六月十日(土)時々曇

最新の技術・最古の歴史

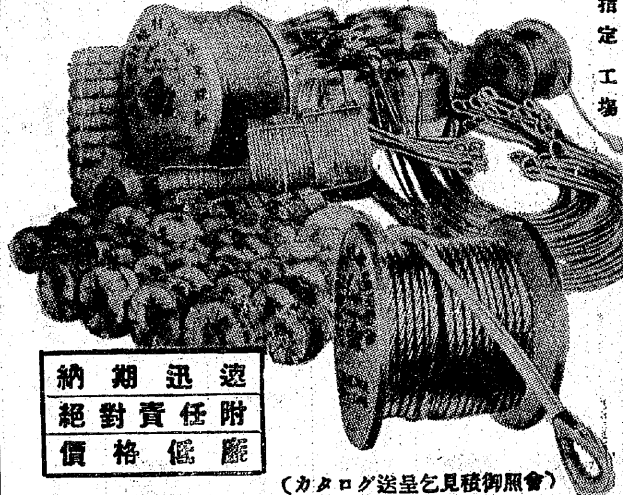
工學博士 多賀谷正義氏責任指導製品

TRADE MARK



鑛山用ワイヤーロープ

株式會社 笹村製網所製品



帝國陸海軍省
鐵道省通信省
指定工場

日本標準規格品

納期迅速
絕對責任
價格低廉

(カタログ送呈乞見積御照會)

九州總代理店

幸田次兵衛本店

福岡市中島町西詰

電話東③〇二五二・一五〇二・四九七一

△賃金統制施行に關し福鑛局では、九州地方に於る特殊情勢を考慮、萬全の策を講ずる事になつた。

六月十一日(日)雨後曇

△武内專務一行、本朝下關歸着、歸來談を發表した。

六月十二日(月)晴

△飯塚直方等五市一町の代表者は縣廳、福鑛局を訪問、微粉炭流出問題に就き陳情したが、成行は注目されてゐる。

六月十三日(火)晴

△福鑛局直方支所落成式、正野出席。

六月十四日(水)晴

△大正鑛業では坑夫の一部が飯場廢止反對を叫んで、ストライキを開始したが、間もなく解決した。

六月十五日(木)晴

△本社武内專務、風戸主事福鑛局訪問、カーバイド配給につき陳情をした。

△貸金統制施行に關し福嶺局では、九州地方に於る特殊情

鑛山用諸機械

コ	捲	ド	ピ	送	ポ	壓
ー	揚	リ	ツ	風	ニ	縮
ル	機	ル	ク	機	機	機
カ		シ	シ			
ツ		ャ	ャ			
タ		プ	プ			
ー		ナ	ナ			
機		ー	ー			



東京丸ノ内・福岡市天神町

編輯後記

今年には空梅雨と言ふ噂が専らで、農村方面では案じられた向もあつたが、幸ひ、今日此頃に至つて、相當の雨量を見たのは、何よりだ。

梅雨と云へば、昨年は大變であつた、連日の土砂降りに、坑内浸水して作業休止を傳へる山が次々出て来る始末で、本部長一同も徹宵警戒の陣を張つたものである。

天津英租界完封
無敵陸戦隊油頭上陸
ソ聯百五十機對我方十八機大空中戦
相ついで飛び來つた、此の快ニュースは梅雨空の鬱陶しさを完全に吹き飛ばした
一は豪慢なるゲヨンブルの鼻をへし折り
一は南支那排日の根柢を覆へして糧道を断

ち、一は驚動するソ聯の頭をへし折つた

かくて、外に對する我政策は、キビク片付けつゝあるが内の問題は、まだちよつと小氣味よくやると言ふわけには行かない

石炭にしろ、足らぬのは事實だけれどもうまく、やりくれば、需給のバランスはされる筈だ方法は幾らもある要は實行にあり

本月は種々の事情の爲、發行が後れて、各方面に御迷惑をかけたが、記事は古田昭和社長、藤野石聯理事の論文始め福岡鑛山監督局方面をわすらばして得た記事等聊か誇り得るものを提供し得て、埋合せが出来たと思ふ。
(白刃生)

互助會報・第四卷・第六號

購一冊 金參拾錢 郵税共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十四年六月十七日印刷納本
昭和十四年六月二十日發行

若松市本町二丁目
石炭鑛業互助會
發行人 風戸道康
編輯人 若松市本町三丁目
印刷人 吉田万造
若松市本町三丁目
印刷所 吉田印刷所
電話 六五二番

發行所 石炭鑛業互助會
若松市本町二丁目
電話 三四七六
七〇六七一
九一六九番

